

工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工 事 名：令和 5 年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町 1 1 新宿御苑
3. 工 期：令和 6 年 3 月 2 9 日まで
4. 工事内容：本工事は、新宿御苑内にある重要文化財旧洋館御休所について経年劣化の修繕を行うもの。
 - ・旧洋館御休所修繕工事：一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、~~機械設備工事編~~）
(国土交通省)
- (2) 公共建築工事標準書式（国土交通省）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、~~機械設備工事編~~）
(国土交通省)
- (4) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省）
- (5) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省）
- (6) 公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省）
- (7) 公共建築工事成績評価基準土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (8) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (9) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (10) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）

IV .特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 ー公園ー地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区

域

- (4) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは (A1、 A3、) とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は (必要、不要) とする。
- (3) 工事写真は、(A4 版、 版) の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法) に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎年2月改正))において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件 ※該当しない箇所の詳細事項(a～)は省略できるものとする。

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：経年劣化による設計変更、数量変更が発生する。
- ②積算補正：文化財のため、物価本に依らない3社以上の見積となる。
- ③調査対象工事：
- ④余裕工期の設定：文化財のため、必要に応じて文献調査を含めた期間が必要になる。

(2) 工程関係

- ①影響を受ける他の工事
- ②自然的・社会的条件による制約
 - a. 要因：社会的条件
 - b. 制約内容：年末年始(12月29日～1月3日)、特別開園等による管理事務所の指定する期間
- ③関連機関との協議による制約

- a.関連機関：文化庁、東京都教育委員会、新宿区役所
- b.制約内容：文化財保護に関する関連法、条例等
- ④占有物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設
 - a.内容：
 - b.土地管理者：
 - c.事前調査・移設の期間：
- ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数：
 - (3) 用地関係
 - ①用地の取得未了
 - ②保安林解除や用地規制等
 - ③官民境界の未確定部分
 - ④用地の借地及び官有地等の使用
 - (4) 環境対策関係
 - ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - ②公害防止のための制限
 - ③水替、流入防止施設
 - ④濁水、湧水等の特別処理
 - ⑤事業損失懸念
 - (5) 安全対策関係
 - ①交通安全施設等の指定
 - ②交通誘導警備員の配置
 - ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - ④防護施設等
 - ⑤保安設備及び保安要員の配置
 - ⑥発破作業等の制限
 - ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
 - ⑧高所作業の対策
 - ⑨砂防工事の安全確保対策
 - (6) 工事用道路関係
 - ①一般道路の搬入路使用
 - ②仮道路の設置
 - ③工事用道路の使用制限
 - (7) 仮設備関係
 - ①他の工事に引き継ぐ場合
 - ②引き継いで使用する場合
 - ③構造及び施工方法の指定
 - ④設計条件の指定

□ ⑤除雪

(8) 建設副産物関係

□ ①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。5

□ ②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

□ ③再生資材の活用の明示

□ ④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

- ・再資源化等に要した費用
- ⑤建設発生土の受入地への搬出
- ⑥建設発生土の他工事への搬出
- ⑦他工事からの建設発生土利用
- ⑧土壌汚染対策法の届出
- (9) 工事支障物件関係
- ①占用物件等の工事支障物件
- (10) 薬液注入関係
- ①薬液注入
- (11) イメージアップ経費
- ①率計上内容
 - a.仮設備関係
 - 揚水・電力等の供給設備、 緑化・花壇、 ライトアップ施設
 - 見学路及び椅子の設置、 昇降設備の充実、 環境負荷の低減
 - b.営繕関係
 - 現場事務所の快適化、 労働者宿舍の快適化
 - デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
 - 現場休憩所の快適化、 健康関連設備及び厚生施設の充実等
 - c.安全関係
 - 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（警報機等）
 - 盗難防止対策（警報機等）、 避暑・防寒対策
 - d.地域とのコミュニケーション
 - 完成予想図、工法説明図、 工事工程表
 - デザイン工事看板（各工事 PE 看板含む）
 - 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
 - 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
 - パンフレット・工法説明ビデオ
 - 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 社会貢献
- ②積上計上内容：
 - (12) その他
 - ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
 - a.場所：新宿御苑管理事務所裏
 - b.期間：工事期間中
 - c.制限内容：交通の支障にならない保管および仮置き
- ②工事現場発生品
 - a.その他：
- ③支給品・貸与品

- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- ⑤指定部分の引き渡し
- ⑥部分使用
- ⑦給水
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：新宿御苑管理事務所裏
 - 不可 想定休憩場所等：
- ⑨監督職員事務所の設置
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a.工事用水： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
 - b.工事用電力： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
 - a.場所：新宿御苑管理事務所裏
 - b.期間：工事期間中
 - c.制限内容：交通の支障にならない保管および仮置き
 - d.その他：
- ⑫工法について

工法について設計図面において指定を行うが、必要に応じて環境省担当官との協議図または書面での承認が都度必要になる。
- ⑬請負工事会社（受注者）の文化財修復における経験について

請負工事会社（受注者）は請負工事として1件以上の重要文化財、登録文化財の修理または修復における直轄工事の経験を有するものとする。また、修理または修復における工事一覧表を契約時に提出し、実績に係る工事契約書、作業記録、完成図書、公的機関等が発行する文章等の写しを可能な限り添付し、環境省担当官の書面での承認を受けてから工事を開始すること。
- ⑭現場代理人または作業監督者の文化財修復における経験について

現場代理人または作業監督者、請負工事会社における一級建築士または一級建築施工管理技士または請負工事として重要文化財、登録文化財の修理または修復における直轄工事の経験を有するものとする。また、対象工事の一覧表を契約時に提出し、実績に係る工事契約書、図面の写しを提出し、環境省担当官の書面での承認を受けてから工事を開始すること。

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避

ける。

(図示： 、)

(4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。

(5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。

(条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

(1) 鉄筋の種類は設計図面を参照のこと。

(2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。

①重ね継手：部位 ()、径 ()

②ガス圧接：部位 ()、径 ()

③ : 部位 ()、径 ()

(3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。

(超音波試験、 引張試験)

(4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$ スランプ 適用箇所

(5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$ スランプ 適用箇所

(6) セメントの種類は下記による。

種類 適用箇所

普通ポルトランドセメント

高炉セメント

フライアッシュセメント

(7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

(1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。

(JIS マーク表示品以外全て、 使用木材について)

(2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。

(3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。

(4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること

と。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。

①薬剤指定：□有（ ）、□無（条件： ）

②性能区分：□JAS： 、□AQ：

- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- ☑ (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品を塗布する。
- ☑ (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- ☑ (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。（大きい材料のみ）
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（□ 1/2、□ ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
（□ 人工乾燥処理：構造材 20%以下、内装材 15%以下、□ 天然乾燥処理：構造材 30%以下、内装材 30%以下 %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
 - a.荷積み地予定地：□ 図示、□
 - b.荷積み地の整備：□ 要（□ コンクリートパネル設置、□ ）、□ 不要
 - c.荷卸し地の整備：□ 要（□ ジャンプ台設置、□ 伐倒・刈払い）、□ 不要
 - d.夜間繫留ヘリポート：□ 有（□ 図示、□ ）、□ 無
 - e.運搬距離：片道水平距離：（m）、積み卸し地点間の標高差：（m）

f.運搬資材： コンクリート・骨材等のバケツ詰資材、 鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

(1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

(1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。

(2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。

①防腐処理： 有・ 無

②防腐処理方法：

(3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：

10. 施設整備

(1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

(2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：

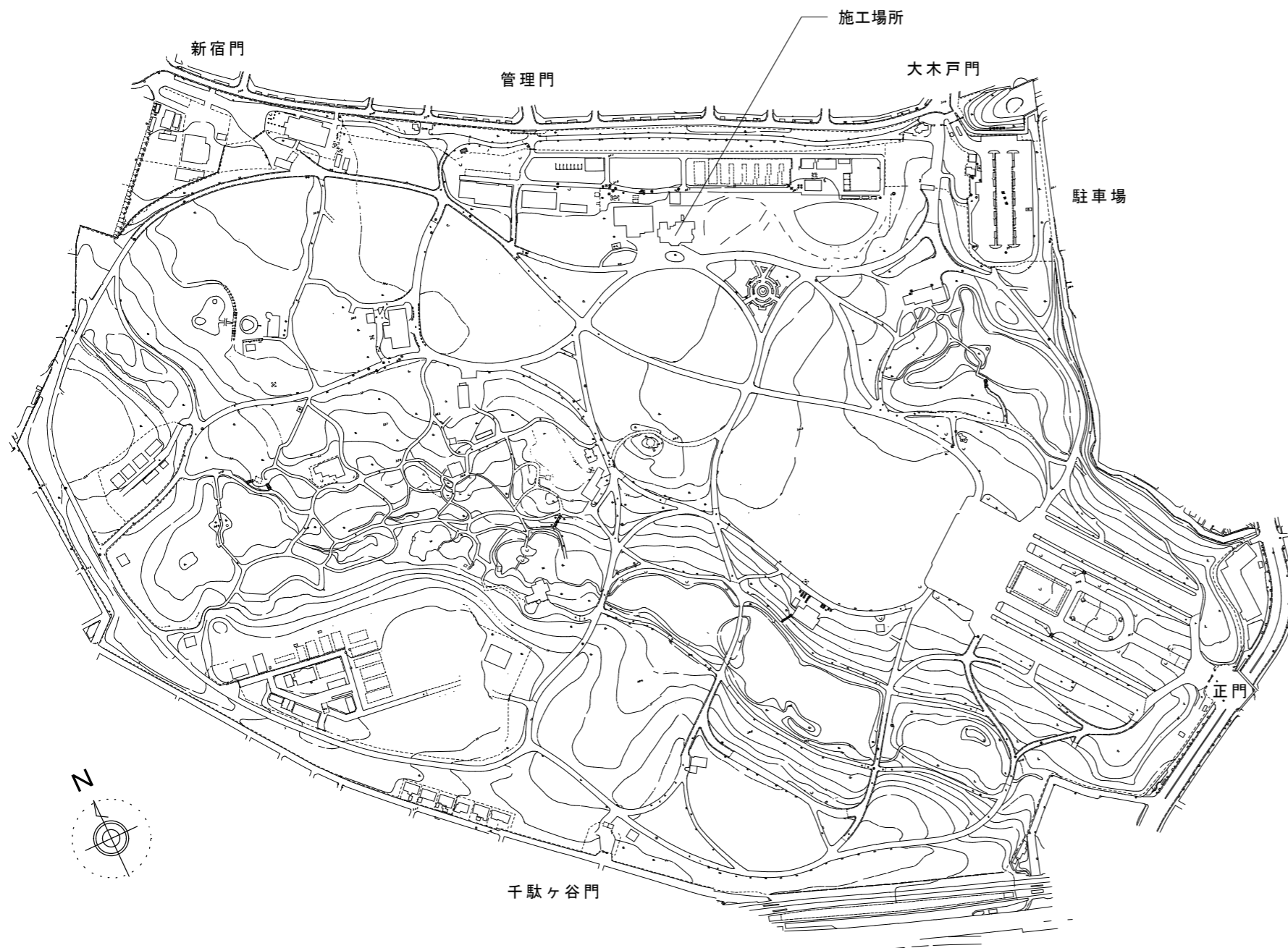
(3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

(4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類：

令和5年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事

図書目録



案内図

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-00/26	表紙・案内図・図面目録		
A-01/26	特記仕様書0-1	A-19/26	屋根伏せ図 S=1/150
A-02/26	特記仕様書0-2	A-20/26	軒天井伏せ図 S=1/100
A-03/26	仕上表	A-21/26	庇詳細図 S=1/30
A-04/26	平面図 S=1/150	A-22/26	外壁飾り詳細図 S=1/5
A-05/26	東側立面図 S=1/100	A-23/26	樋金物詳細図 S=1/3
A-06/26	南側立面図 S=1/100	A-24/26	小屋組界壁図 S=1/150
A-07/26	西側立面図 S=1/100	A-25/26	給湯管室 S=1/50
A-08/26	北側立面図 S=1/100	A-26/26	仮設・仮囲い図 S=1/300
A-09/26	断面図・a・b S=1/100		
A-10/26	断面図・c S=1/100		
A-11/26	建具キープラン S=1/150		
A-12/26	建具表0-1 S=1/50		
A-13/26	建具表0-2 S=1/50		
A-14/26	建具表0-3 S=1/50		
A-15/26	建具表0-4 S=1/50		
A-16/26	建具表0-5 S=1/50		
A-17/26	中坪立面展開図 S=1/100		
A-18/26	矩計図 S=1/100		

工事名称	令和5年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1			公園名称	新宿御苑
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				
審査	所長	科長	専門官	担当者	設計 株式会社藍建築事務所 資格者氏名 伊東 孝 登録番号 233914 つくば市竹園 2-10-20

令和5年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事		章	項目	特記事項	3	基礎及びコンクリート工事																																	
仕様書	I 工事概要	1 一般共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物解体工事共通仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版) 公共建築工事共通仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版) 工事写真の撮り方(改訂第2版)建築編(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) 	3 基礎及びコンクリート工事	1 普通コンクリートの設計基準強度	設計基準強度 F_o (N/mm ² <kgf/cm ² >) <table border="1"> <tr> <td>※21<210></td> <td>建築躯体</td> </tr> <tr> <td>18<180></td> <td>建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む</td> </tr> </table>	※21<210>	建築躯体	18<180>	建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む																												
			※21<210>	建築躯体																																			
			18<180>	建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む																																			
			2 工事実績情報の登録	※適用する (1.1.4)		2 レディミクストコンクリートの種別	※I類・II類 (6.1.5)(6.4.1)(6.4.2)(表6.1.1)																																
			3 発生材の処理等	※現場説明書による・宛内処分 (1.1.13)		3 セメントの種類	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 ・普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 <table border="1"> <tr> <td>水和熱</td> <td>7d</td> <td>352J/g以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28d</td> <td>402J/g以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全アルカリ</td> <td>0.75%以下</td> <td>算出はJIS R5210ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>0.02%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・補修用モルタル等の品質も同様 (6.3.3)(6.5.4)	水和熱	7d	352J/g以下			28d	402J/g以下		全アルカリ	0.75%以下	算出はJIS R5210ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。		塩素	0.02%以下																		
			水和熱	7d		352J/g以下																																	
				28d		402J/g以下																																	
			全アルカリ	0.75%以下		算出はJIS R5210ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。																																	
			塩素	0.02%以下																																			
			4 電気保安技術者	※適用する (1.3.3)		4 砕石及び砂利の種類	※A・B(※コンクリート中のアルカリ総量 $R_t=29.4N/m<3.0kgf/m>$ 以下)																																
5 条件明示項目	重要文化財、東京都歴史的建造物等の文化財工事経験について元請が直轄工事での経験を有すること (1.3.5)	5 混和材料の種類	※混和剤・混和材 (6.3.5)(6.4.8)																																				
6 建築材料等	本工事に使用する材料等の特定のものが特記された場合、設計図書に規定する物又はこれらと同等の物とする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。 なお「評価名簿による」と特記されたものは、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)」による。	6 基礎の補強	基礎に沈下、亀裂があるものは、モルタル等にて補修し、修復不可能ヶ所は(7)150種CBと入れ替える。																																				
7 特別な材料の工法	共に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。既設の建物の工法に留意して、施工を行う。	4 木材の品質	※共仕12.2.1・市販品、見本品提出の上に確認する。																																				
8 技能士	<table border="1"> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工(鉄筋組立て作業)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>型枠施工</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALC等工事</td> <td>ブロック建築・ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>アスファルト防水工事作業・合成ゴムシート防水工事作業・塗膜防水工事作業・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工(石張り施工)</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>建築板金(内外塗装板金作業)・スレート施工</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>サッシ施工・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装(建築塗装作業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボード仕上げ工事作業・表装(壁装作業)</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール</td> <td>カーテンウォール施工・サッシ施工・ガラス施工</td> </tr> </table>	適用工事種別	技能検定の職種	鉄筋工事	鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	コンクリート工事	型枠施工	鉄骨工事	とび	ブロック・ALC等工事	ブロック建築・ALCパネル施工	防水工事	アスファルト防水工事作業・合成ゴムシート防水工事作業・塗膜防水工事作業・シーリング防水工事作業	石工事	石材施工(石張り施工)	タイル工事	タイル張り	木工事	建築大工	屋根及びとい工事	建築板金(内外塗装板金作業)・スレート施工	金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)	左官工事	左官	建具工事	サッシ施工・ガラス施工	塗装工事	塗装(建築塗装作業)		プラスチック系床仕上げ工事作業		ボード仕上げ工事作業・表装(壁装作業)	植栽工事	造園	カーテンウォール	カーテンウォール施工・サッシ施工・ガラス施工	5 金属製建具	① 鋼製建具 既存製作所と同一製作所又は同等以上としカラー仕様とする ガラスは透明(7)5mm、型板(7)4mmを使用する ・スペアキー、各扉毎に3本用意する。 ・既設部分の破損の際の仕様は留意して、事前に確認を要する。 既設建具の原状の仕様を成する。
適用工事種別	技能検定の職種																																						
鉄筋工事	鉄筋施工(鉄筋組立て作業)																																						
コンクリート工事	型枠施工																																						
鉄骨工事	とび																																						
ブロック・ALC等工事	ブロック建築・ALCパネル施工																																						
防水工事	アスファルト防水工事作業・合成ゴムシート防水工事作業・塗膜防水工事作業・シーリング防水工事作業																																						
石工事	石材施工(石張り施工)																																						
タイル工事	タイル張り																																						
木工事	建築大工																																						
屋根及びとい工事	建築板金(内外塗装板金作業)・スレート施工																																						
金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)																																						
左官工事	左官																																						
建具工事	サッシ施工・ガラス施工																																						
塗装工事	塗装(建築塗装作業)																																						
	プラスチック系床仕上げ工事作業																																						
	ボード仕上げ工事作業・表装(壁装作業)																																						
植栽工事	造園																																						
カーテンウォール	カーテンウォール施工・サッシ施工・ガラス施工																																						
9 完成図等	※作成する (1.7.1~1.7.3)(表1.7.1) 完成図の原図サイズ ※設計図書サイズ、 保全に関する資料の部数 ※2部・コピー製本とする。	6 木製建具工事	① 木製建具 かまち戸の樹種 かまち・堅木 鏡板(樞と同材) (16.7.2) ふすまの上張り ※新鳥の子又はビニル紙程度(押入等の裏面は除く) (表16.7.3) 既設の建具の全てを取り替える。 ドアはポリ合板フラッシュ、戸襖は片面ポリ合板片面耐水合板とする マスターキー ※製作する・製作しない (16.8.5) ・建具金物の種類、既設の復旧を行う。 (表16.8.2) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>品質・規格</th> </tr> <tr> <td>錠、丁番、戸当り</td> <td>評価名簿による</td> </tr> <tr> <td>内締り錠</td> <td></td> </tr> </table> ・特記事項 ・木材は、既存の材と同種の良質材を使用し事前に見本品等での確認を要する。 ・塗装処理の下地には、浸透性の防腐剤、防虫剤を使用する。 ・木工事に関連する部分は同様に対応する。	種類	品質・規格	錠、丁番、戸当り	評価名簿による	内締り錠																															
種類	品質・規格																																						
錠、丁番、戸当り	評価名簿による																																						
内締り錠																																							
10 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	12 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。																																				
11 完成写真	下記のを監督職員に提出する。ただし、原板は撮影業者の保管とする。	13 設計GL	※図示 設計GL=現状GL ・設計GL=施行範囲の敷地内の高いところを基準とする。																																				
12 仮設工事	<table border="1"> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>提出部数</th> <th>原板の大きさ(mm)</th> </tr> <tr> <td>モノクローム</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※キャビネ版</td> <td>外部()・内部()</td> <td>※2</td> <td>※100×125以上</td> </tr> <tr> <td>カラー全紙パネル</td> <td>各棟毎に</td> <td></td> <td>※100×125以上</td> </tr> <tr> <td>※キャビネ版</td> <td>外部(4)・内部(4)</td> <td>※2・3</td> <td>※データ提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラー全紙パネル</td> <td>外部()・内部()</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラースライド</td> <td>外部()・内部()</td> <td>※1</td> <td>※24×36以上</td> </tr> </table> 撮影業者※監督職員の承諾する撮影業者(建築完成写真撮影の実績のある業者)	分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ(mm)	モノクローム				※キャビネ版	外部()・内部()	※2	※100×125以上	カラー全紙パネル	各棟毎に		※100×125以上	※キャビネ版	外部(4)・内部(4)	※2・3	※データ提出		(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)			カラー全紙パネル	外部()・内部()	※1		カラースライド	外部()・内部()	※1	※24×36以上	2 仮設工事	① 監督員事務所 ※設ける 現場管理用の製本図書(A4縮小版×2冊、基製本×1部) ・監督員事務所の規模(協議機、等) (2.3.3)(表2.3.1) ・1号・2号・3号・4号・5号 ・監督員事務所に設ける備品等 ※現場説明書による (2.3.3) ・工事共通仕様書一式を用意する				
分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ(mm)																																				
モノクローム																																							
※キャビネ版	外部()・内部()	※2	※100×125以上																																				
カラー全紙パネル	各棟毎に		※100×125以上																																				
※キャビネ版	外部(4)・内部(4)	※2・3	※データ提出																																				
	(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)																																						
カラー全紙パネル	外部()・内部()	※1																																					
カラースライド	外部()・内部()	※1	※24×36以上																																				
13 設計GL	※図示 設計GL=現状GL ・設計GL=施行範囲の敷地内の高いところを基準とする。	② 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償) 工事完了時の点検をする。																																				
14 仮設便所	※図示 設計GL=現状GL ・設計GL=施行範囲の敷地内の高いところを基準とする。	③ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償) 工事完了時の点検をする。																																				
15 仮設便所	※図示 設計GL=現状GL ・設計GL=施行範囲の敷地内の高いところを基準とする。	④ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)																																				
II 建築工事仕様	設計図書に記載ない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書(最新版)」(以下「共仕」という。)による。	⑤ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)																																				
1 共通仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 記載事項は○印の付いたものを適用する。 ・○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ・○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の()内の表示番号は、共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。 (5) 使用材料は、特記の仕様品質を確認できる物とする。記載事項に不明な点は管理者の指示による。	⑥ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)																																				
2 特記仕様(一般共通事項・仮設工事・性能については本書を適用する)	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 記載事項は○印の付いたものを適用する。 ・○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ・○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の()内の表示番号は、共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。 (5) 使用材料は、特記の仕様品質を確認できる物とする。記載事項に不明な点は管理者の指示による。	⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)																																				
3 特記仕様(工事仕様については別記特記仕様書による)		⑧ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)																																				
					工事名称	令和5年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事		図面名称	特記仕様書01																														
					工事場所	東京都新宿区内藤町1-1		縮尺																															
					発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所		図面番号	A-01/26																														
					審査	所長	科長	専門官	担当者																														
					設計者	株式会社藍建築事務所		資格者氏名	伊東 孝																														
					登録番号	233914		つくば市竹園	2-10-20																														

7 塗装工事	① 既存木部	屋内の木部見え掛り部分全てを清掃して下地処理、仕上塗装を行う (OSCL、OP、SOP、DP)
	② 素地ごしらえ	垂鉛めっき面の素地ごしらえの種類・メーカーの仕様による。(17.2.4)(表17.2.3)(表17.3.4)
		種別 施工部位及び塗料種別
		A種 鋼製の建具及び、2液形ポリウレタンエナメル塗り、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りの場合 B種 A種、C種以外 C種 下塗りに変成エポキシ樹脂塗料を塗装する場合 せっこうボード及びその他のボード面の素地ごしらえの種類 (17.2.7)(表17.2.7)
	3 床用塗料塗り	種別 ※B種・A種 (施工箇所) 材質 ウレタン樹脂系塗料 (※標準色) 仕上種類 ※平滑仕上げ 防滑仕上げ 塗布量 プライマー塗りのうえ主剤2回塗りとし、総塗布量は0.5kg/m ² 以上とする 材質 浸透性の低塗膜形成型木材保護着色塗料 (※標準色) 仕上種類 ハケ塗り又はスプレー塗り 塗布量 下塗りペースを1回塗り、主剤を2回塗を基準とする。 塗装仕上げ色は、事前にサンプル確認の上に、御苑管理監督員の確認を受ける事とする。
	④ 木材保護着色剤塗り	

8 内装工事	1. ビニル床シート張り	(18.2.2)
		種類 記号 色柄 厚さ(mm)
		※発泡層のないもの ※NC ※無地 マーブル柄 ※2.3・1.8
		※発泡層のあるもの ※柄物 無地
		工法 ※熱溶接工法 ※突付け (施工箇所)
	2. ビニル床タイル張り	(18.2.2)
		種類 記号 厚さ(mm) 備考
		※コンポジションビニル床タイル(半硬質) GT ※2
		※コンポジションビニル床タイル(軟質) GTS
		※ホモジニアスビニル床タイル HT
3. 帯電防止床タイル張り	(18.2.2)	
	種類 厚さ(mm) 性能	
	※コンポジションビニル床タイル ※2 体積抵抗値 (JIS K6911による)	
	※ホモジニアスビニル床タイル ※4.0又は4.5 1.0×10 ⁹ Ω以下	
4. ビニル幅木	高さ(mm) ※60・75 (18.2.2)	
5. せっこうボードその他のボード張り	(18.4.2)(表18.4.1)	
	種類 記号 厚さ(mm)、規格等	
	難燃木毛セメント板 15・20・25	
	断熱木毛セメント板 15・20・25	
	けい酸カルシウム板 0.8FK タイプ2(無石綿)	
	ロックウール化粧吸音板 DR ※フラットタイプ(※9・12) 凹凸タイプ(※12・15・19)	
	ロックウール化粧吸音板 (軒天井用) ※フラットタイプ9(個)不燃 凹凸タイプ(※12・15)(個)不燃	
	せっこうボード GB-R 12.5(不燃)	
	不燃積層せっこうボード GB-NC 9.5(不燃)化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様)	
	シージングせっこうボード GB-S	
	強化せっこうボード GB-F 12.5(不燃) 15.0(不燃)	
	せっこうラスボード GB-L 9.5	
	化粧せっこうボード GB-D 12.5(不燃)幅440mm程度 模様(※柱目・板目)専用下地材付き	
	メラミン樹脂化粧板 JIS-K6903による 厚さ1.2	
	米松厚板縁り付合板(不燃タイプ) 6.0(個)不燃	
	軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 (18.4.2)(表9.5.1) ※適用する ※適用しない	
⑥ 壁紙張り	(18.6.2)	
	施工箇所 壁紙の種類 防火性能の級別 品質等	
	紙 織物 ビニル 化学繊維 無機質	
	戸襖の横面	
	各壁面	
	既設部分の補修部	
	素地ごしらえ (18.6.3)(表17.2.4)(表17.2.7)	
	モルタル、プラスター面 ※B種・A種 (施工箇所: 図示、等)	
	せっこうボード面 ※B種・A種 (施工箇所)	
	接着剤 ウォールボンド(矢沢化学)または同等品 (18.7.2)(表18.7.1)	
	漆喰、等、既設仕様による。	

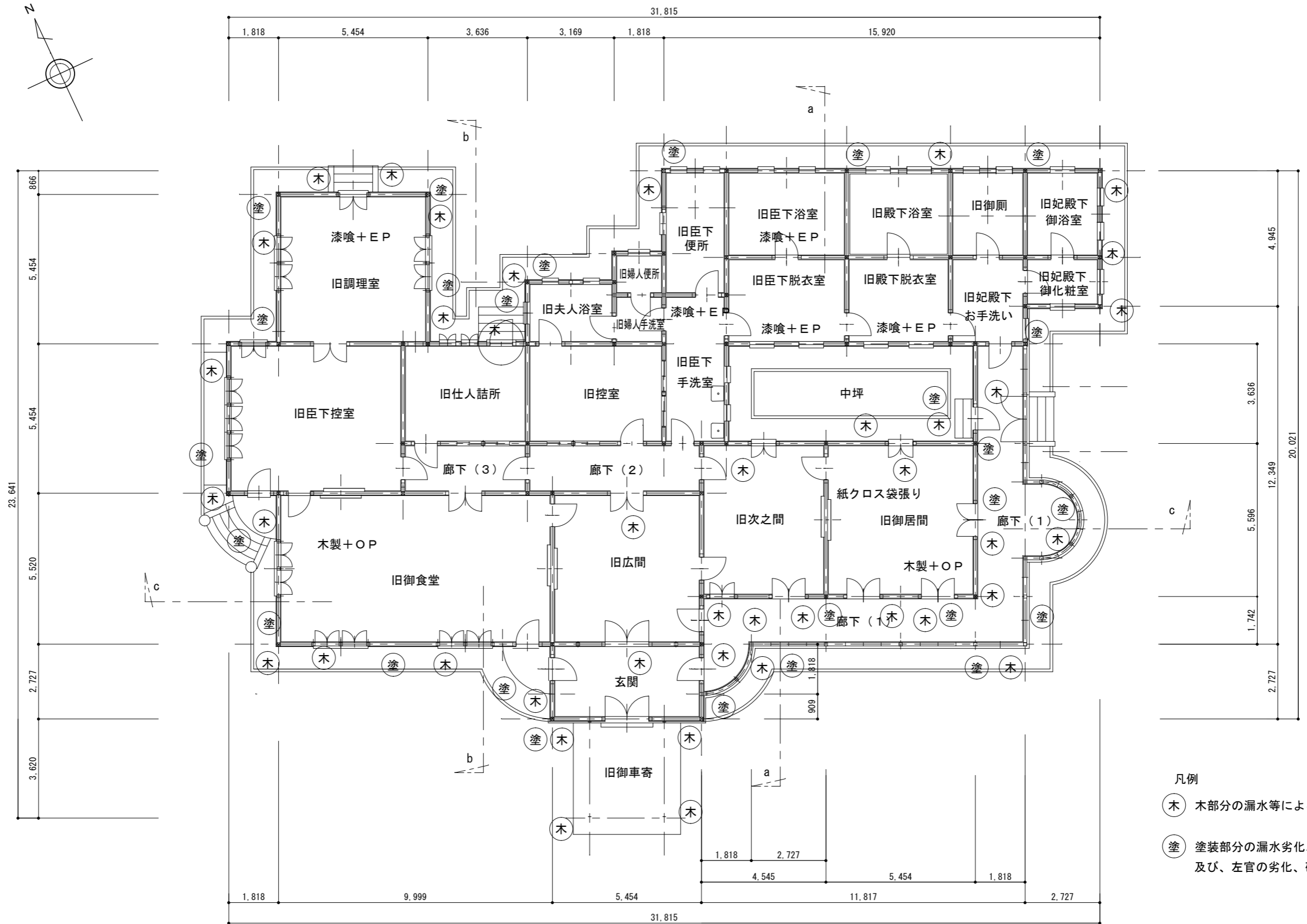
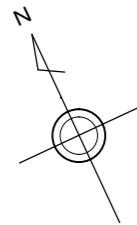
7 断熱材	種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
	※2種b ※3種b (スキン層付)	※一般部 ※水回り部分 ※接地部分 ※断熱材補修部分 ※一般部 ※製造所 性能評価、評価名簿による	※25 ※25 ※15	特定フロンを使用しないもの 特定フロンを使用しないもの 難燃性※3級・2級
	※ 外壁、および、天井には木質繊維断熱材(7)50を使用する。(18.9.2) ※ 断熱材打ちボードの品質は、上記の品質に応じたものとする。			
⑧ 廻り縁	木製既製品を使用する。樹種、等、見本品により確認する。			

9 その他工事	① 外壁サイディング	下張防水紙、及び水切金物等は既設建物の仕様により施工する事として、確認施工をする。 木製腰板部分の破損修復等には、事前に監督員の確認を要する。 補修、保全塗装等の塗装色についても同様に見本品確認の上に施工する。 木製飾り柱、横架材等も同様に対応する。
	2. カーテンレール	材 種 ※アルミニウム製 ※ステンレス製 形 式 片引き 引分け(※暗幕用は300mm以上の巻き合せの重掛けとする) ダブル ピクチャーレール取付 L=400mm 既設の仕様に合わせて施工することとする。
	3. ブラインドボックス及びカーテンボックス	市販品(アルミニウム製 押出し型材) 溝幅×深さ(mm) ※90×150・150×80・120×80・120×150 色彩 ※B-1 B-2(※ブラウン系 ブラック ステンカラー) 既設の仕様に合わせて施工することとする。(23.2.8)
	4. 黒板及びホワイトボード	種類 寸法(mm) 色彩 備考 黒板 ※焼付け ※緑・黒 ※平面 曲面 スクリーン付引分 ホワイト ※ほうろう ※白 ※平面 曲面 スクリーン付引分 ボード
	5. 表示標識	表札表示付郵便受け ※図示(市販品 ※ステンレス製) 無し (23.2.10) 誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細による。 製造所 監督職員の承諾する製造所
	⑥ 天井点検口	材 質 木製、アルミニウム製(※緑線タイプ ※目地タイプ) 既設仕様による。及び、製造所評価名簿による
	⑦ 床点検口	材 質 木製、アルミニウム製(受け枠 ※アルミ製 ※ステンレス製) 既設仕様による。及び、製造所 評価名簿による
	8. 造り付け家具	台所部分 木製棚板、既存の棚を撤去して、新設する。 吊戸棚、キッチンセット、フードボックスを取付ける(製造所はサンウェブ又は同等品とする) 玄関 下足箱を床置きし転倒防止のため、壁、床にアンカーを取る事とする。 収納棚を設ける。製造所仕様による。
	9. タタミ	※スタイロフォーム量(柄縁付)とする
	10. スレエン	既製品セットを使用する
11. 建物ジョイント部材	既製品に無い場合は、板金加工し、2棟の建物をジョイントしてする。屋根、外壁は防水シール 防水シーリングは、板金ジョイント部分の内側、及び外側に、留め金具部分にもシールする。	
⑫ 維持管理保全について	① 屋根、外壁の防水保証書を提出する。 ② 維持管理上の補修を要する、保全に要する期間の報告を要する。JASS①による。保全措置期間参照 ③ 各部材の性能証明書を提出する。 ④ 屋根、外壁の防水は、10年の保証書を3者連名で提出する。 ⑤ 雨水排水に関する樋からの漏水による損傷も同様に対処するものとする。 ⑥ 使用材料の見本品、サンプルは一式提出する。 ⑦ 引き渡しの際の、予備品目、工具については、JASS-1による。 ⑧ JASS-1による保全計画書を、提出する。	

III 新宿御苑内工事作業心得要領			
(目的)			
第1条 新宿御苑内において、工事について、来苑者及び工事の安全を確保し、且つ、工事の進捗を図る為 本書による、要領を定める。 (対象範囲)			
第2条 本要領は、工事請負者を対象とする。 (工事請負者及び作業員)			
第3条 工事請負者は、従事する職員及び、作業員の人数を新宿御苑管理事務所に毎日書面を持って報告する。 (工事請負者の職員及び作業員の義務)			
第4条 工事に従事する職員及び作業員は、次の事項を厳守するものとする。 1. 苑内では定められた腕章を常時つけるものとする。 2. 休憩時間中は新宿御苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。 3. 来苑者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行動は慎むものとする。 4. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。 5. 万一生じた場合は、直ちに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。 5. 職員及び作業員の入退苑は、原則として定められた工事事務管理門を使用するものとする。 (建設機械器具及び車両)			
第5条 工事等請負者は苑内で使用される建設機械器具及び車両(以下「車両等」)の種類、型式、運転手等の一覧表を作成し、新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。 (通行証)			
第6条 第5条の車両等には、新宿御苑管理事務所が発行又は指示する様式の通行証を常時掲出する。 1. 通行証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示するものとする。 2. 通行証は、他の車両等に転用してはならない。 3. やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。 3. 貸与された通行証は、工事完了後速やかに新宿御苑管理事務所へ返却するものとする。 また、新宿御苑管理事務所の指示により作成した通行証については、工事完了後速やかに処分する。			
第7条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。 1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用ものとする。 2. 機械による掘削は事前に新宿御苑管理事務所職員の立合いの上、地下埋設物の有無を確認してから行う。 3. 車両等の苑内走行は、定められた経路及び、速度を守り、来苑者の安全確保には十分留意する。 4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛は使用しないものとする。 5. 車両等は、苑路以外の場所に進入してはならない。 やむを得ず進入する場合は、新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。 6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。 やむを得ない場合は、その都度新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。 7. 車両等の入退苑は、原則として定められた工事事務管理門を使用するものとする。 (作業時間)			
第8条 作業時間は原則として午前9時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に 新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。 (祝日等の作業)			
第9条 土日祝日は原則、作業は行わないものとする。作業の際は、要協議とする。 (現場管理)			
第10条 工事に当たっては、次の事項を厳守するものとする。 1. 請負者は工事着手に先立ち、新宿御苑管理事務所と協議の上、仮囲い、工事門を設置し、必要に応じ警備員を配置するものとする。 2. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲み、その中で作業を行うこととする。 3. 請負者は入苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板を設置するものとする。 4. 請負者は、工事に伴い苑路の迂回等が必要な場合、その都度新宿御苑管理事務所と協議の上、迂回指示版を苑内に設置するものとする。 5. 工事用資材置場は新宿御苑管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、事故、工事災害、盗難にあわぬように、注意するものとする。 6. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓、清掃を行うものとする。 (安全管理)			
第11条 請負者の現場責任者は、工事現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。 1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。 2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。 3. 工事現場における火器の使用は、消火器等具備し、最小限の使用に努める。最低限の目的以外に使用する場合は事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。 (その他)			
第12条 請負者の現場責任者は、新宿御苑管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。			
第13条 請負者は上記の事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。 適宜連絡内容を確認、提出の出来るように連絡事項の記録を残す事とする。同様に、野帳を記す等。			
第14条 請負者は工事に際して施工者内部での問題が生じた場合も必要に応じて新宿御苑管理事務所へ報告する。			

工事名称	令和5年度新宿御苑旧洋館御休所修繕工事	図面名称	特記仕様書02
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	縮尺	
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	図面番号	A-02/26
審査	所長 科長 専門官 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所 資格者氏名 伊東 孝 登録番号 233914 つくば市竹園 2-10-20

工事仕様、等、仕上げ表		修繕工事仕様、特記事項	
既設仕上げ、等		1、屋根水切り板金修繕	屋根棟板金、及び水切り板金の接続部分の隙間からの漏水、等の調整、修繕 接続部分の防水シール施工
1、屋根：ガルバニウム鋼板、t=0.3mm、瓦棒葺き、フッ素樹脂塗装 棟飾り、木（米松）製下地、ガルバニウム鋼板t=0.3mm曲げ、叩き出し加工、フッ素樹脂塗装		2、外壁、縦羽板隙間修繕	縦羽板の隙間よりの漏水部分の内張り板（15×90×1250等）、隙間の改修、修繕 縦羽板の接続部分の隙間裏打ち板、貼り付け押え補強、添え木修繕
小屋組み、洋小屋 小屋組み、水平剛性は、天井板張り下地貼り板：板梁剛性、洋小屋桁方向のほお杖施工		3、外装木部の劣化破損修繕	化粧木部分の腐食劣化部分のカット、除去、復旧。木製補修用のパテ材形成、原状復旧 仕上げ塗装、復旧、修繕
仕口、補強金物、通しボルト締め		4、内装、仕上げ修繕	内装、塗装部分の剥離、損傷部分のけれんは劣化損傷部分のみ行う。塗装強度のある部分は残して仕上げ修繕する。 塗装の既設の仕様、色彩に合わせるものとして施工する。
2、外壁：木製、真壁、化粧壁、漆喰塗、木部取合い部分：ウレタンシール（△5×5）		5、廊下、木柱、左官壁の修繕	下屋からの漏水部分の、左官壁、及び化粧の柱、梁の復旧を行う。 劣化部分のけれん、及び、下地処理、塗装仕上げとする。
外部軸組み、木製、OP塗り 真壁、化粧納まり		6、軒樋金物	ステンレス、及びガルバニウム鋼板、厚み0.4mm。屋根水切り、飾り外樋との水切り合わせ部は防水シーリングと噛み合わせ水切り調整。 木飾りとの水切りも、合わせて調整する。
外部化粧木部、縦羽板：木製、裏打ち張り、及び、腰板：木製、OP塗り 木製板張り部分の目地板、桧板も木製、目地板：下地板、桧板		7、基礎	レンガ積み、コンクリート基礎補強（床下、内側からの補強コンクリート基礎） コンクリート基礎補強：床下の基礎内側からの補強コンクリート基礎成形は、平成13年に施工）
補修部分、木補修用パテに、木粉混入成形、復旧、+塗装仕上げ		8、内側、補強コンクリート施工、耐震補強施工	
3、内装、天井、壁、左官+塗装、化粧組木製+塗装、構造用合板+和紙クロス（袋張り）、等		9、居室、剛天井寄木張り、見切り化粧木、廻縁、等、木製+塗装：OP 木製天井、壁、化粧見切り木部分、塗装：OP様	
居室、剛天井寄木張り、見切り化粧木、廻縁、等、木製+塗装：OP 木製天井、壁、化粧見切り木部分、塗装：OP様		10、居室、構造用合板+下地貼りクロス+和紙クロス（袋張り） 見切り材：化粧組み紐押さえ、等	
居室、構造用合板+下地貼りクロス+和紙クロス（袋張り） 見切り材：化粧組み紐押さえ、等		11、水廻り等、ラスカット+左官+塗装、天井組み、木摺り+左官：漆喰+E.P 天井、廻縁、壁見切り形成：漆喰+E.P	
水廻り等、ラスカット+左官+塗装、天井組み、木摺り+左官：漆喰+E.P 天井、廻縁、壁見切り形成：漆喰+E.P		12、4、内装、床、木組み+寄木フローリング、塩ビシート、タイル貼り、等 居室、木組み、木製、絨毯	
4、内装、床、木組み+寄木フローリング、塩ビシート、タイル貼り、等 居室、木組み、木製、絨毯		13、水廻り、木組み、合板、リノリウム貼り	
水廻り、木組み、合板、リノリウム貼り		14、5、建具、及び壁：木製、ガラス：透明フロートガラス、摺りガラス 建具金物、真鍮、等	
5、建具、及び壁：木製、ガラス：透明フロートガラス、摺りガラス 建具金物、真鍮、等		15、ガラス押さえ：木製建具用ガラスパテ+OP塗装 硝子レベル押さえ：木製	
ガラス押さえ：木製建具用ガラスパテ+OP塗装 硝子レベル押さえ：木製		16、6、土台：石、本小松石、白丁場混在：H=130mm、縹形付 基礎腰：モルタル刷毛引き、H=325	
6、土台：石、本小松石、白丁場混在：H=130mm、縹形付 基礎腰：モルタル刷毛引き、H=325		17、大引：木製、束：木製、及び石組み、レンガ積	
大引：木製、束：木製、及び石組み、レンガ積		18、7、基礎：レンガ積み、コンクリート基礎補強（床下、内側からの補強コンクリート基礎） コンクリート基礎補強：床下の基礎内側からの補強コンクリート基礎成形は、平成13年に施工）	
7、基礎：レンガ積み、コンクリート基礎補強（床下、内側からの補強コンクリート基礎） コンクリート基礎補強：床下の基礎内側からの補強コンクリート基礎成形は、平成13年に施工）		19、内側、補強コンクリート施工、耐震補強施工	
内側、補強コンクリート施工、耐震補強施工		20、特記事項 原状の建築仕様、形状等に変異の起きない様に、現状の塗膜劣化部分の除去、及び原状回復の塗装施工に留意する。 劣化部分の除去ケレンの際には適宜監督員が立ち会う事とし必要に応じて試験施工を行う。補修材料や塗装材料、色彩等、見本品、確認する。 色見本は使用する材料に塗布した色見本確認する。	
特記事項 原状の建築仕様、形状等に変異の起きない様に、現状の塗膜劣化部分の除去、及び原状回復の塗装施工に留意する。 劣化部分の除去ケレンの際には適宜監督員が立ち会う事とし必要に応じて試験施工を行う。補修材料や塗装材料、色彩等、見本品、確認する。 色見本は使用する材料に塗布した色見本確認する。		21、工事場所	東京都新宿区内藤町1-1
		22、発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所
		23、公園名称	新宿御苑
		24、検・印	管理建築士 設 計 製 図 担 当 者
		25、図面名称	仕上表
		26、縮 尺	
		27、図面番号	A-03/26
		28、設 計 者	株式会社藍建築事務所 設計者氏名 伊東 孝 登録番号 233914 つくば市竹園 2-10-20

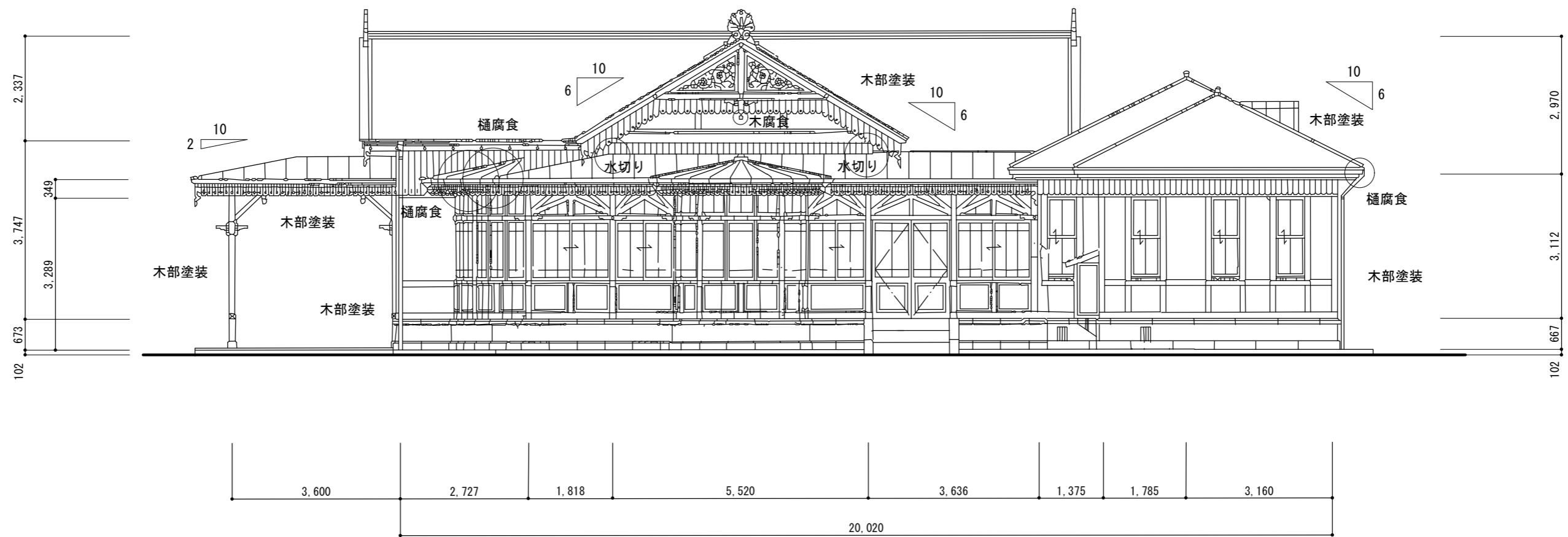


- 凡例
- 木 木部分の漏水等による腐食、損傷部分
 - 塗 塗装部分の漏水劣化、損傷部分及び、左官の劣化、破損部分

特記事項

- 1、外装、木部分の破損は、木部分の腐食劣化部分の除去、及びケレン清掃の上に、木復旧材料で補修、現状の仕様、形状を復旧の上に塗装を既設仕様に合わせて、仕上げする。
- 2、内装、塗装部分の劣化破損部分は、塗膜の剥離、破損部分の塗装表面、劣化部分の剥離、けれんをして、塗膜の強度のある部分を確認の上に既設仕様に合わせて、仕上げ塗装する。

工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	平面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/150
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-04/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20



東側立面図

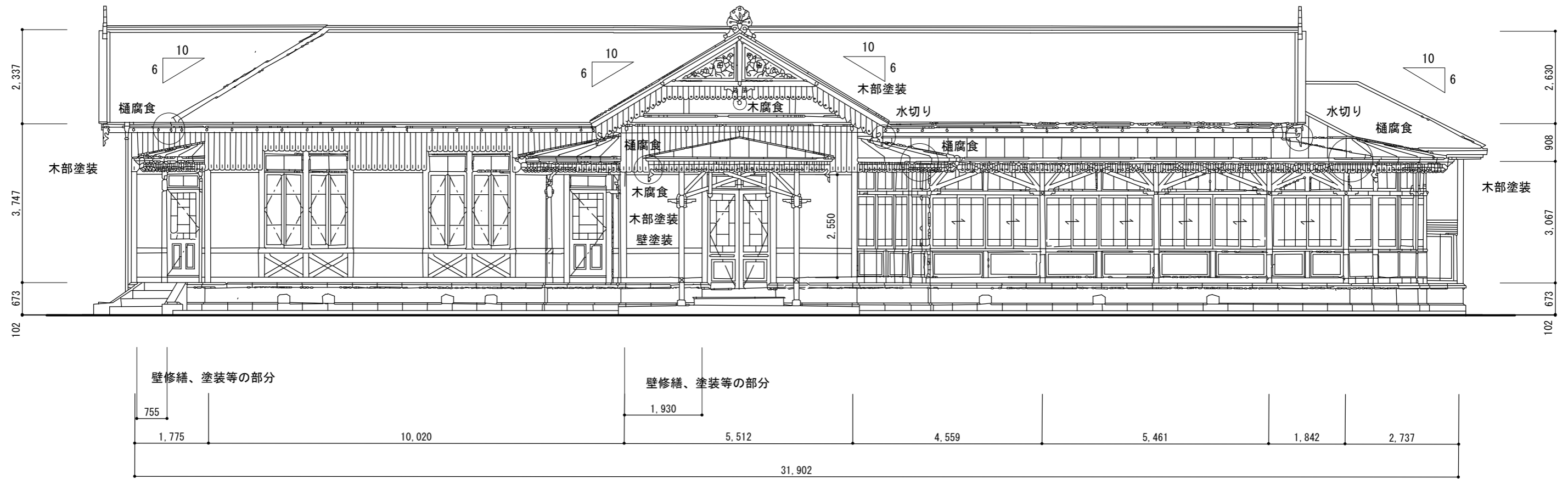
凡例

- 木腐食 外壁木部、屋根柵飾り部分の腐食している箇所
- 樋腐食 軒樋の腐食部分、及び、樋廻りの木部分の腐食部分
- 水切り 水切の紛失部分、及び、水切り廻りの木部分の腐食部分

特記事項

- 1、外装、木部分の浸水による、腐食、損傷部分の補修時には、腐食している部分のみ除去する。
既設の木材の仕様に合わせる事として、仕上げの塗装は、既設の仕様、色彩により仕上げる。
- 2、軒樋の錆、腐食による、穴の開いた部分は、定尺、樋の接続部分ごとに、修理修繕、復旧を行う。
軒樋、ガルバニウム鋼板、0.4mm

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1				図面名称	東側立面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-05/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
						設計者氏名 伊東 孝
						登録番号 233914
						つくば市竹園 2-10-20



南側立面図

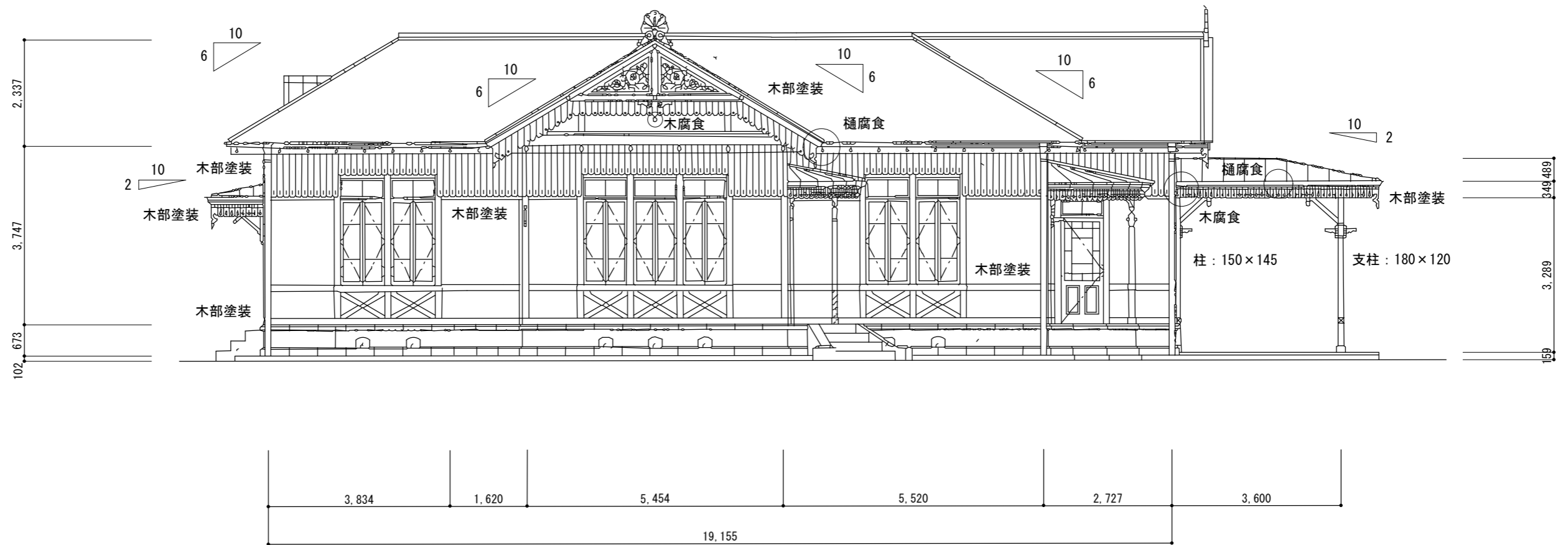
凡例

- 木腐食 外壁木部、屋根柵飾り部分の腐食している箇所
- 樋腐食 軒樋の腐食部分、及び、樋廻りの木部分の腐食部分
- 水切り 水切の紛失部分、及び、水切り廻りの木部分の腐食部分

特記事項

- 1、外装、木部分の浸水による、腐食、損傷部分の補修時には、腐食している部分のみ除去する。既設の木材の仕様に合わせる事として、仕上げの塗装は、既設の仕様、色彩により仕上げる。
- 2、軒樋の錆、腐食による、穴の開いた部分は、定尺、樋の接続部分ごとに、修理修繕、復旧を行う。軒樋、ガルバニウム鋼板、0.4mm

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1				図面名称	南側立面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-06/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者 株式会社藍建築事務所 設計者氏名 伊東 孝 登録番号 233914 つくば市竹園 2-10-20	



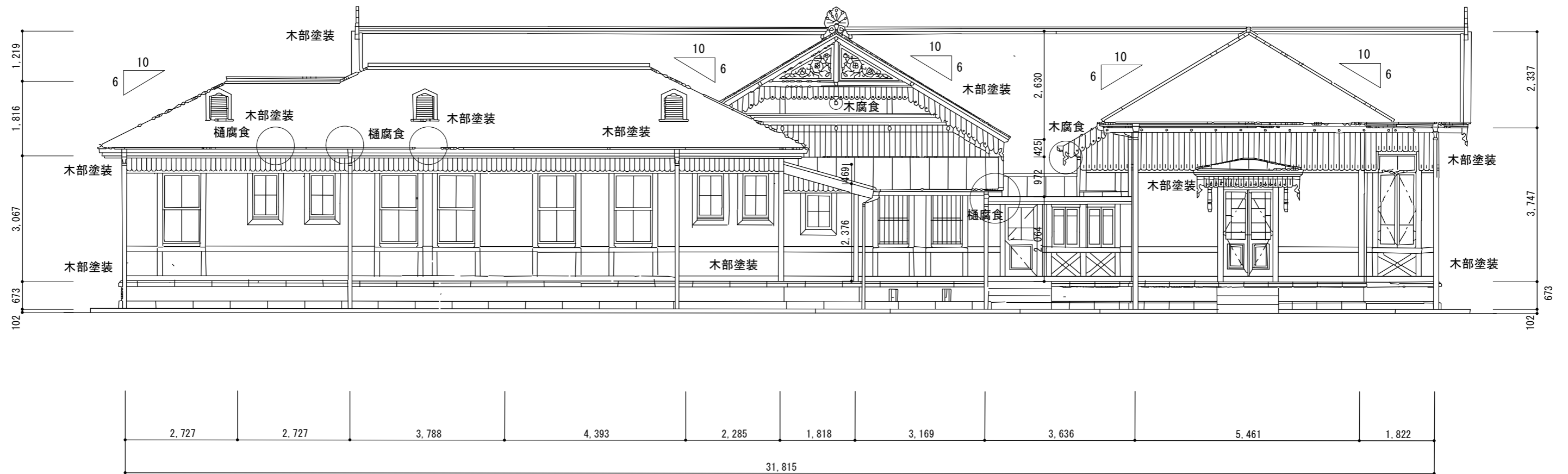
西側立面図

凡例

- 木腐食 外壁木部、屋根樹飾り部分の腐食している箇所
- 樋腐食 軒樋の腐食部分、及び、樋廻りの木部分の腐食部分

- 1、外装、木部分の浸水による、腐食、損傷部分の補修時には、腐食している部分のみ除去する。
既設の木材の仕様に合わせる事として、仕上げの塗装は、既設の仕様、色彩により仕上げる。
- 2、軒樋の錆、腐食による、穴の開いた部分は、定尺、樋の接続部分ごとに、修理修繕、復旧を行う。
軒樋、ガルバニウム鋼板、0.4mm

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1				図面名称	西側立面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S = 1/100
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-07/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者 株式会社藍建築事務所 設計者氏名 伊東 孝 登録番号 233914 つくば市竹園 2-10-20	



北側立面図

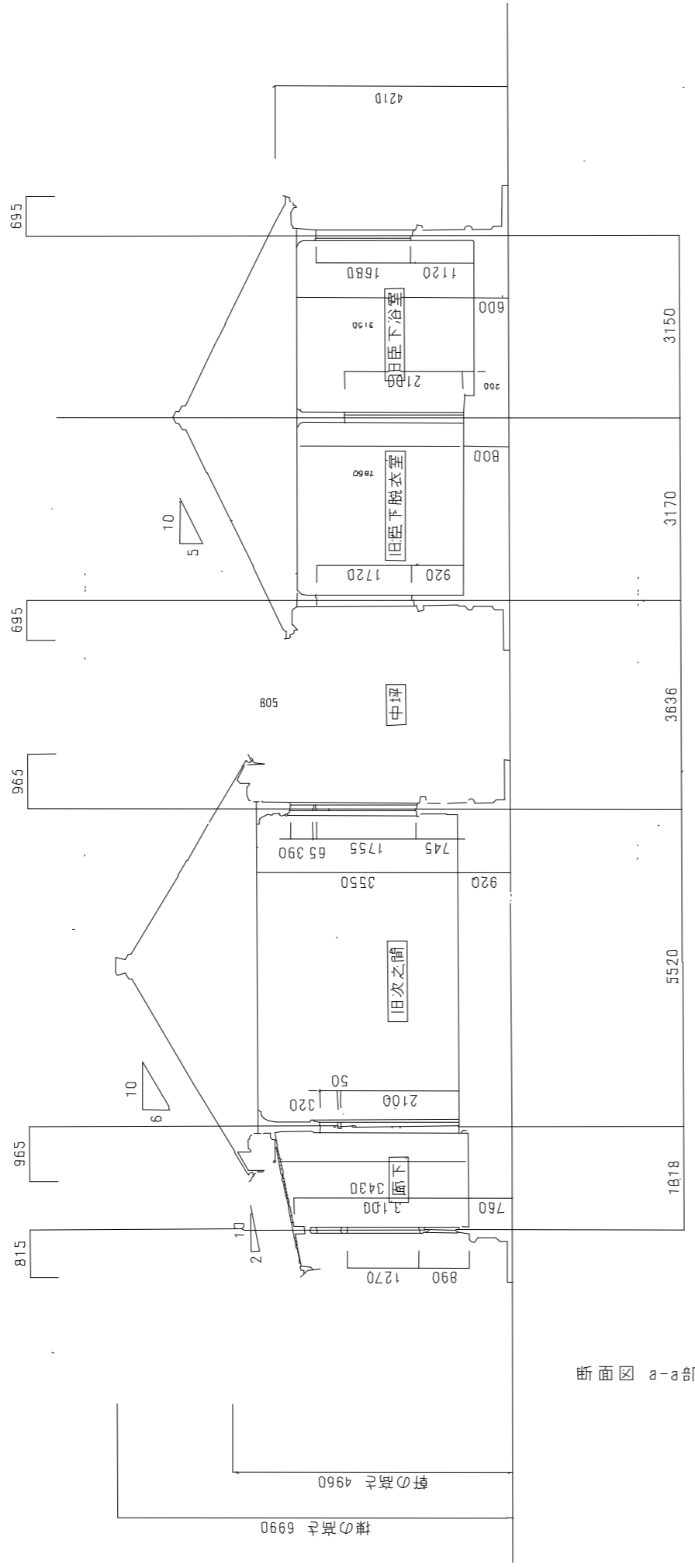
凡例

- 木腐食 外壁木部、屋根樹飾り部分の腐食している箇所
- 樋腐食 軒樋の腐食部分、及び、樋廻りの木部分の腐食部分

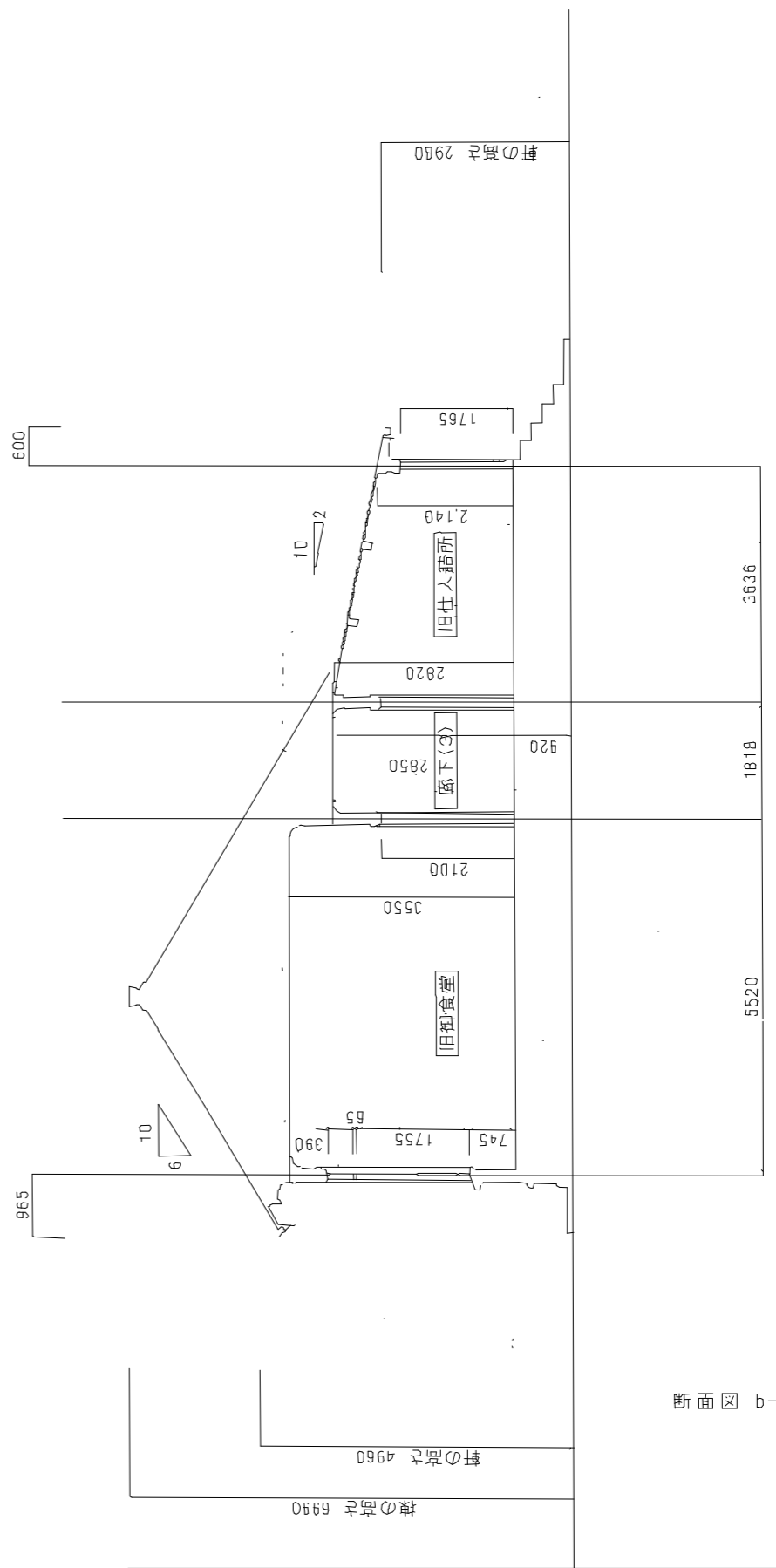
特記事項

- 1、外装、木部分の浸水による、腐食、損傷部分の補修時には、腐食している部分のみ除去する。
既設の木材の仕様に合わせる事として、仕上げの塗装は、既設の仕様、色彩により仕上げる。
- 2、軒樋の錆、腐食による、穴の開いた部分は、定尺、樋の接続部分ごとに、修理修繕、復旧を行う。
軒樋、ガルバニウム鋼板、0.4mm

工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	北側立面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-08/26
検印	管理建築士	設計	製図
		担当者	設計者
			株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20

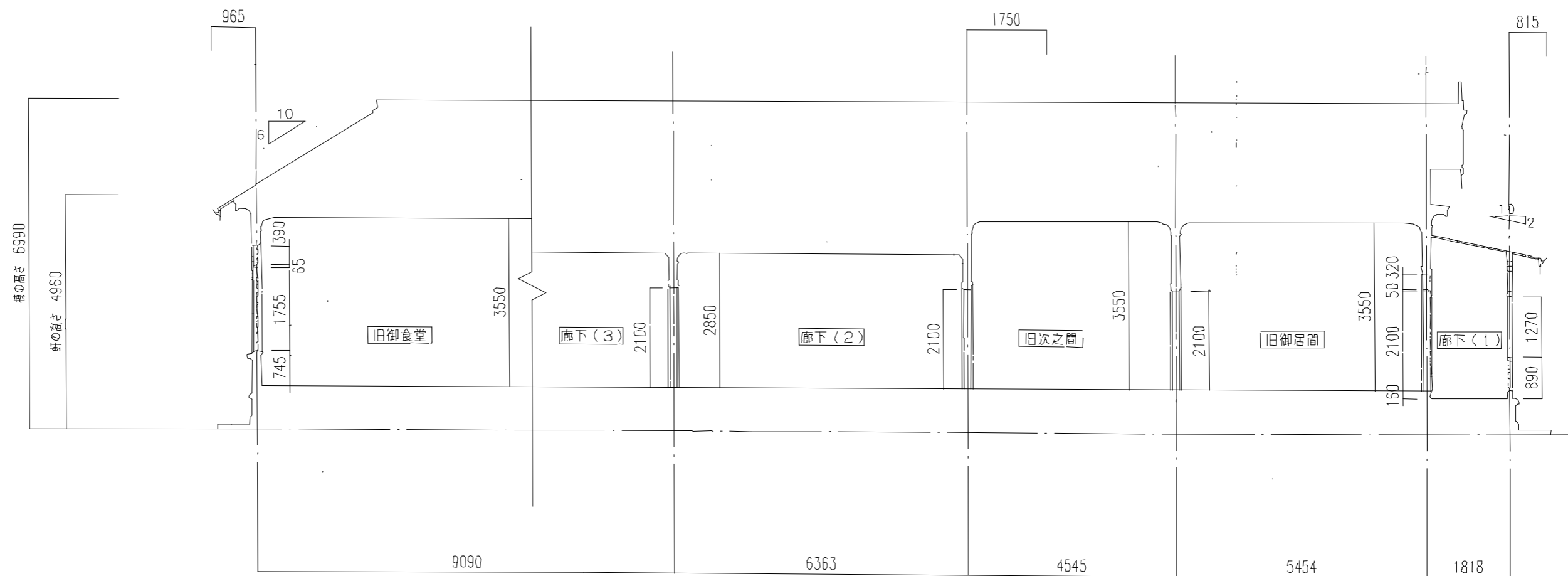


断面図 a-a部分



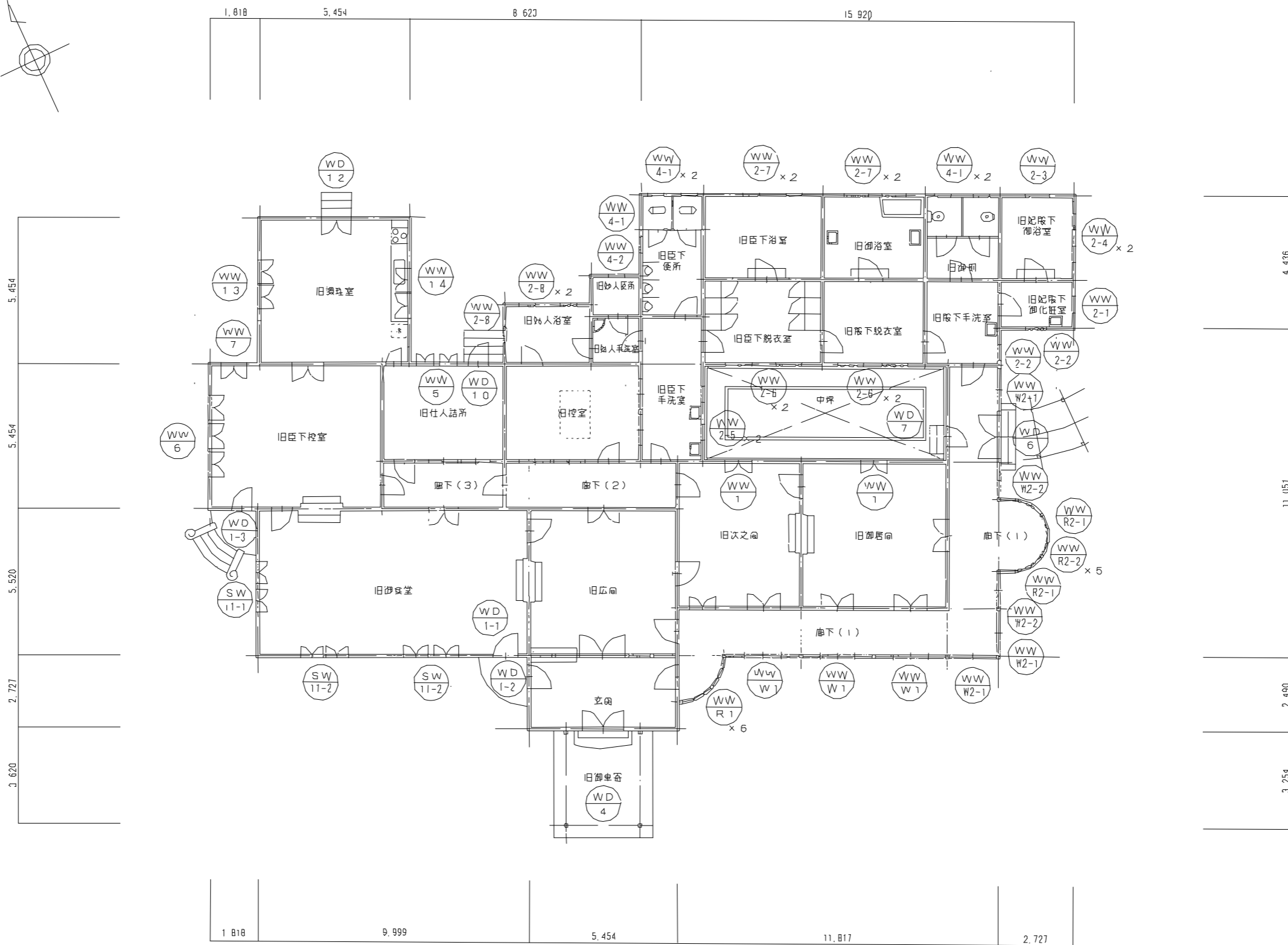
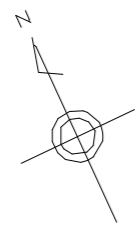
断面図 b-b部分

工事場所	東京都新宿区内藤町11				図面名称	断面図・a・b
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S = 1/100
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-09/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
						設計者氏名 伊東 孝
						登録番号 233914
						つくば市竹園 2-10-20



断面図 c-c部分

工事場所	東京都新宿区内藤町11				図面名称	断面図・c
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-10/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
						設計者氏名 伊東 孝
						登録番号 233914
						つくば市竹園 2-10-20

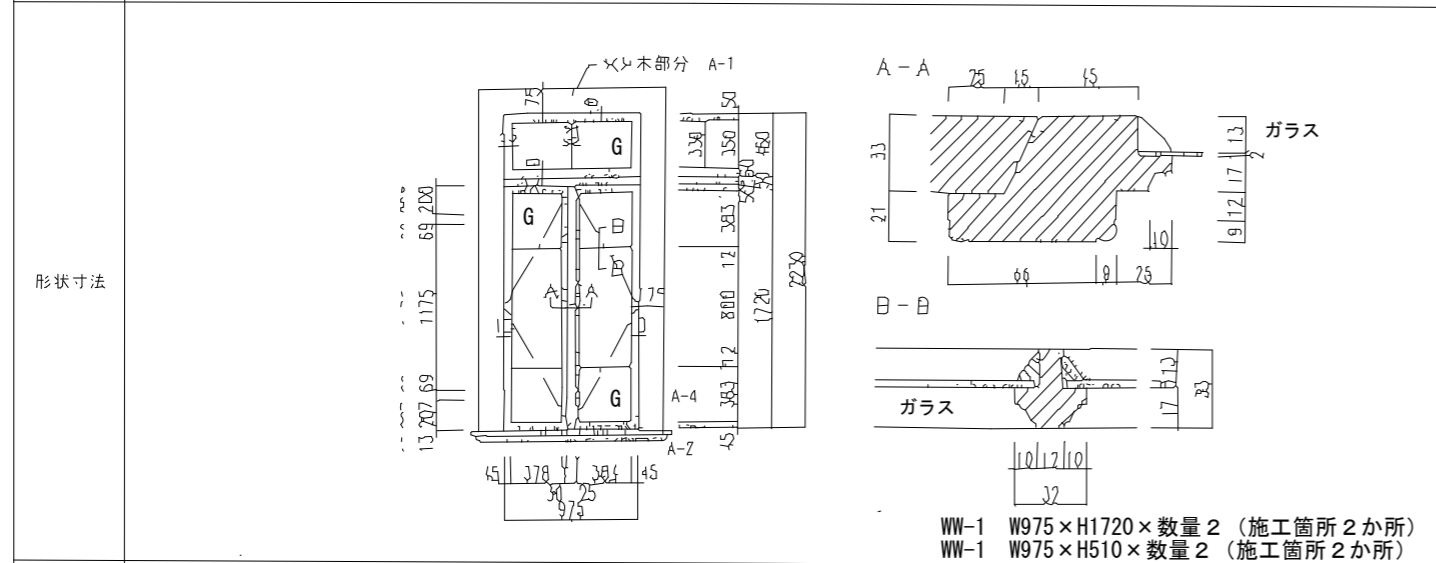


凡例

- WD 木製ドア
- WW 木製窓
- SW 鋼製窓
- WW-W 木製窓壁、ガラス入欄間
- WW-R 木製窓、R壁、ガラス欄間

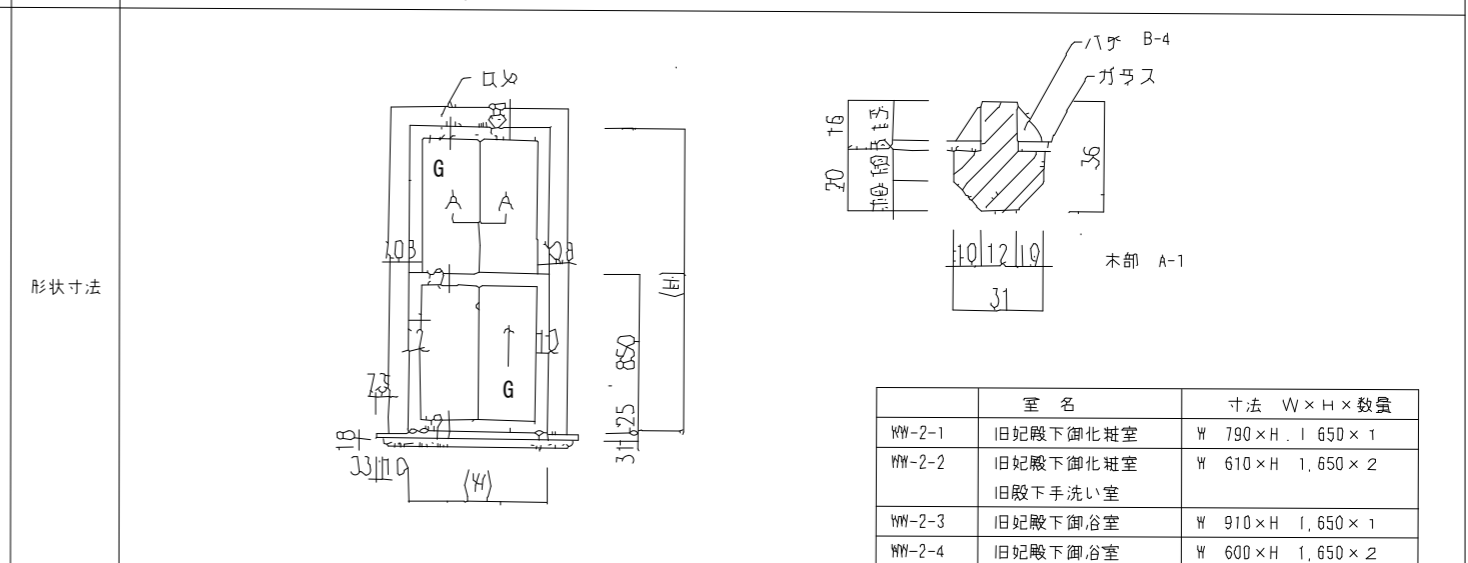
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	建具キープラン
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S = 1/150
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-11/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20

記号	WW-1
種類	両開き窓、挿間付き
数量	2ヶ所
取付箇所	旧次の間、旧御居間



仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	T番
錠	クレセント
金物	フランス落とし
特記事項	A-1、A-2、B-4、水切りの鉄部分は A-4、水切りの木部分はA-2とする。

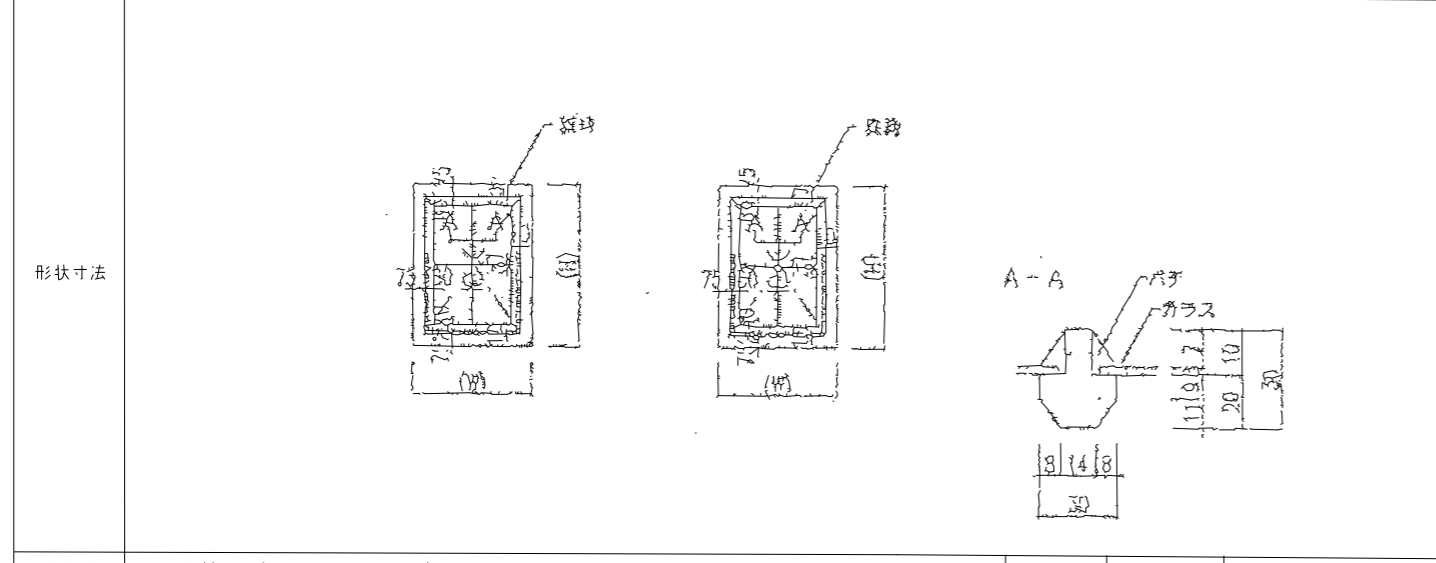
記号	WW-2
種類	上げ下げ窓
数量	19ヶ所
取付箇所	旧御化粧室、手洗い室、御浴室、脱衣室



仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	摺りガラス、3mm
支持金物	スライドレール、ガイド金物
錠	締り錠
金物	操作金物
特記事項	A-1、A-2、B-4、B-5、水切りの鉄部分は A-4、水切りの木部分はA-2とする。

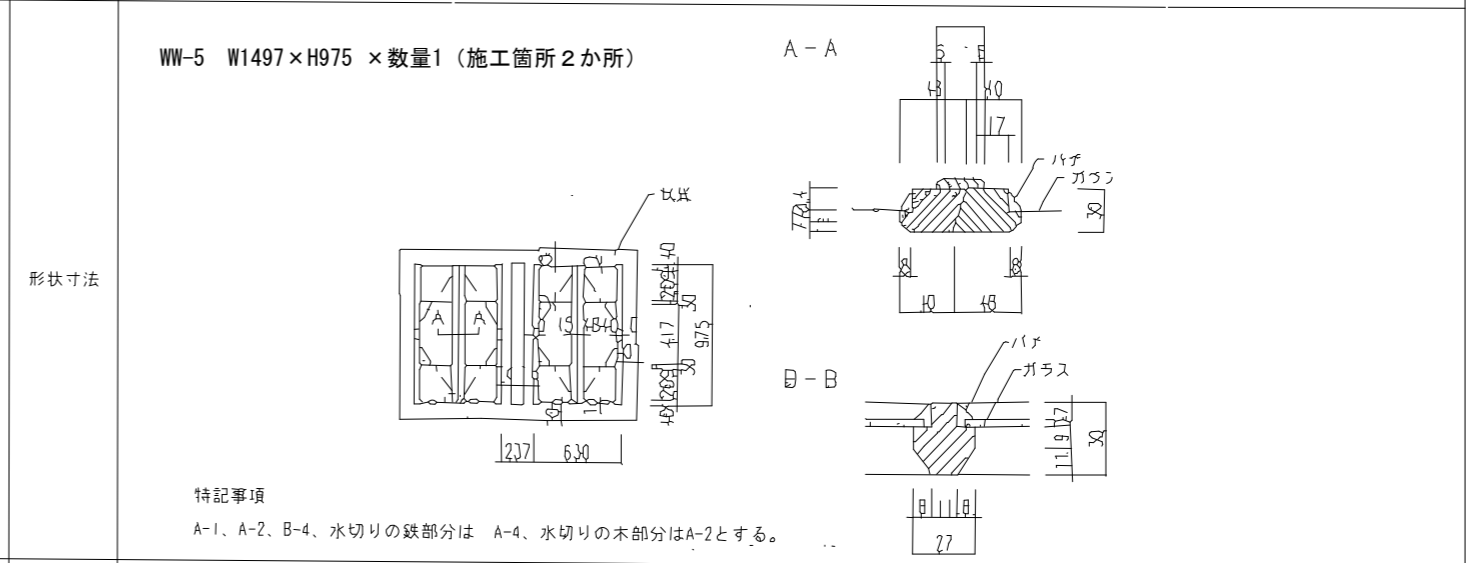
室名	寸法 W×H×数量
WW-2-1 旧妃殿下御化粧室	W 790×H 1,650×1
WW-2-2 旧妃殿下御化粧室	W 610×H 1,650×2
WW-2-3 旧妃殿下御浴室	W 910×H 1,650×1
WW-2-4 旧妃殿下御浴室	W 600×H 1,650×2
WW-2-5 旧臣下手洗い室	W 610×H 1,675×2
WW-2-6 旧殿下脱衣室	W 970×H 1,675×4
WW-2-7 旧御浴室	W 905×H 1,675×4
WW-2-8 旧婦人浴室	W 910×H 1,210×3

記号	WW-4
種類	横回転窓
数量	6ヶ所
取付箇所	旧御居間、便所



仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	支持棒
錠	締り錠
金物	操作金物
特記事項	A-1、A-2、B-4、B-5、水切りの鉄部分は A-4、水切りの木部分はA-2とする。

記号	WW-5
種類	2連式、両開き窓
数量	1ヶ所
取付箇所	旧御仕入詰所

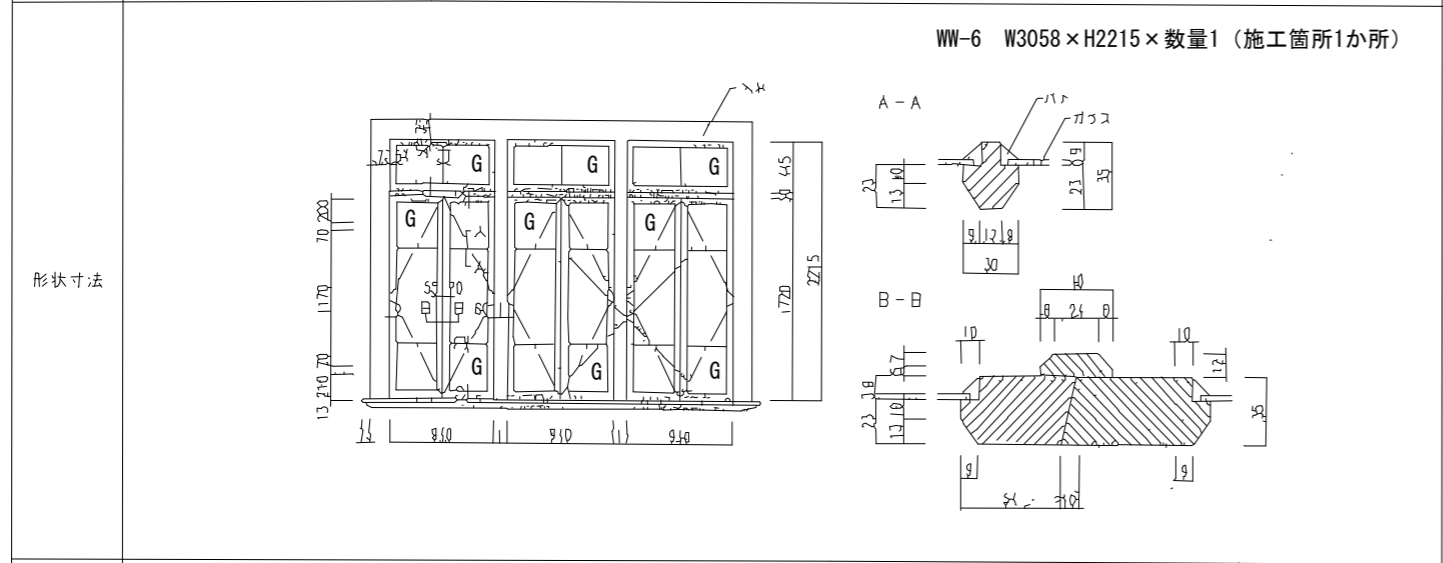


仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	T番
錠	クレセント
金物	痛み止め
特記事項	A-1、A-2、B-4、水切りの鉄部分は A-4、水切りの木部分はA-2とする。

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	建具表0-3
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/50
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-14/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
		設計者氏名	伊東 孝
		登録番号	233914
			つくば市竹園 2-10-20

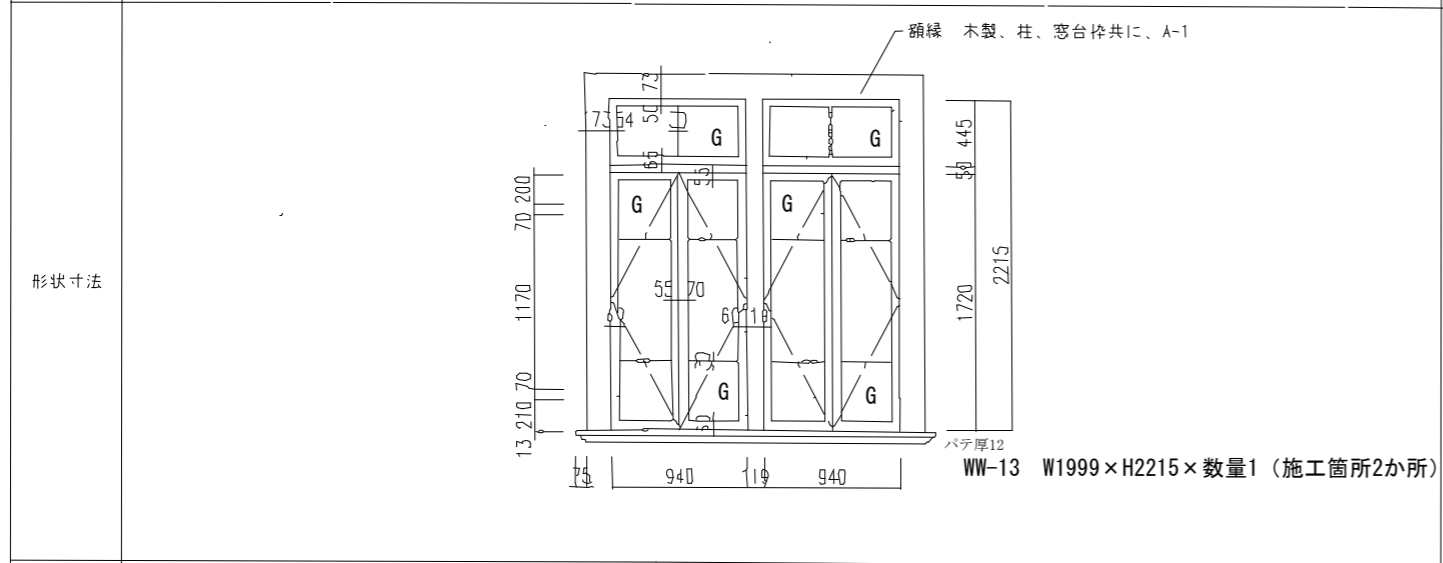
特記
 塗装に際しては、建具を取り外さず外部のみ塗装する。
 建具水切り木部分の塗装は、建具枠共に隙間から水の浸透の無い様に、止水点、水返し点まで防水措置の施工する。
 建具金物は金物塗装仕様により塗装する。

記号	WW-6
種類	2連式両内開き窓、横間付き
数量	1ヶ所
取付箇所	旧臣下控室



畚摺り	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	丁番
鍵	クレセント
金物	煽り止め
特記事項	A-1、A-2、B-4、水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。

記号	WW-13
種類	2連式両内開き窓、横間付き
数量	1ヶ所
取付箇所	旧調理室

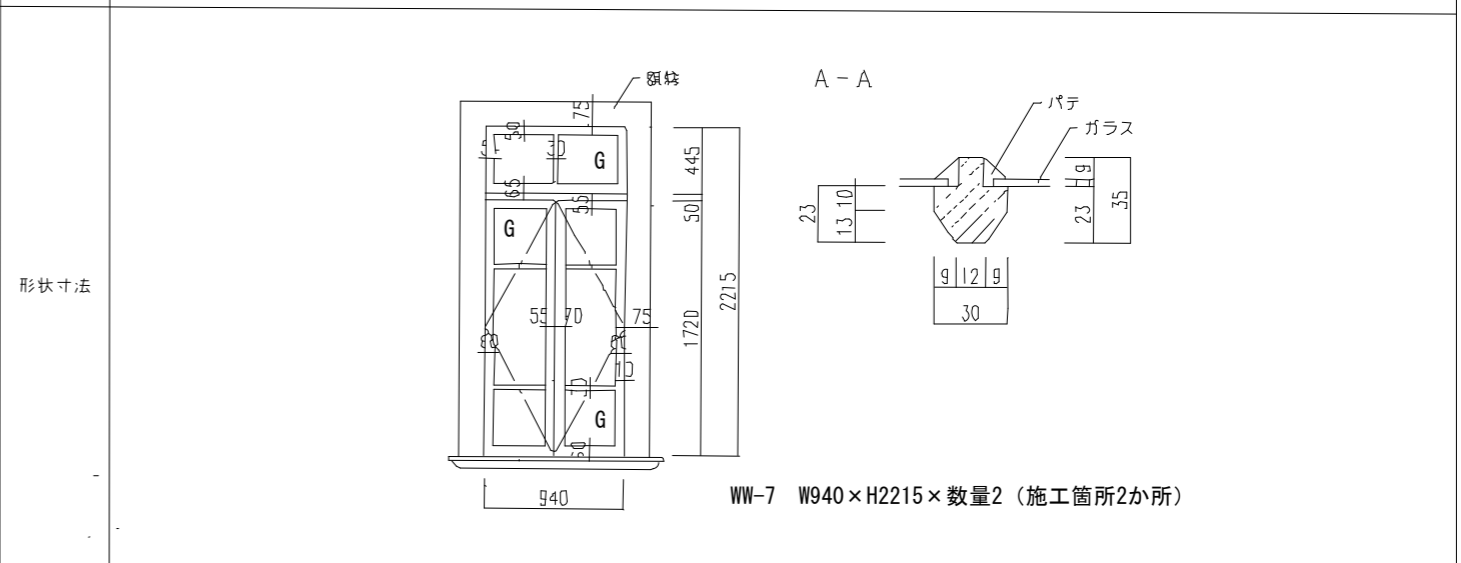


畚摺り	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	丁番
鍵	クレセント
金物	フランス落とし、煽り止め
特記事項	A-1、A-2、B-4

特記

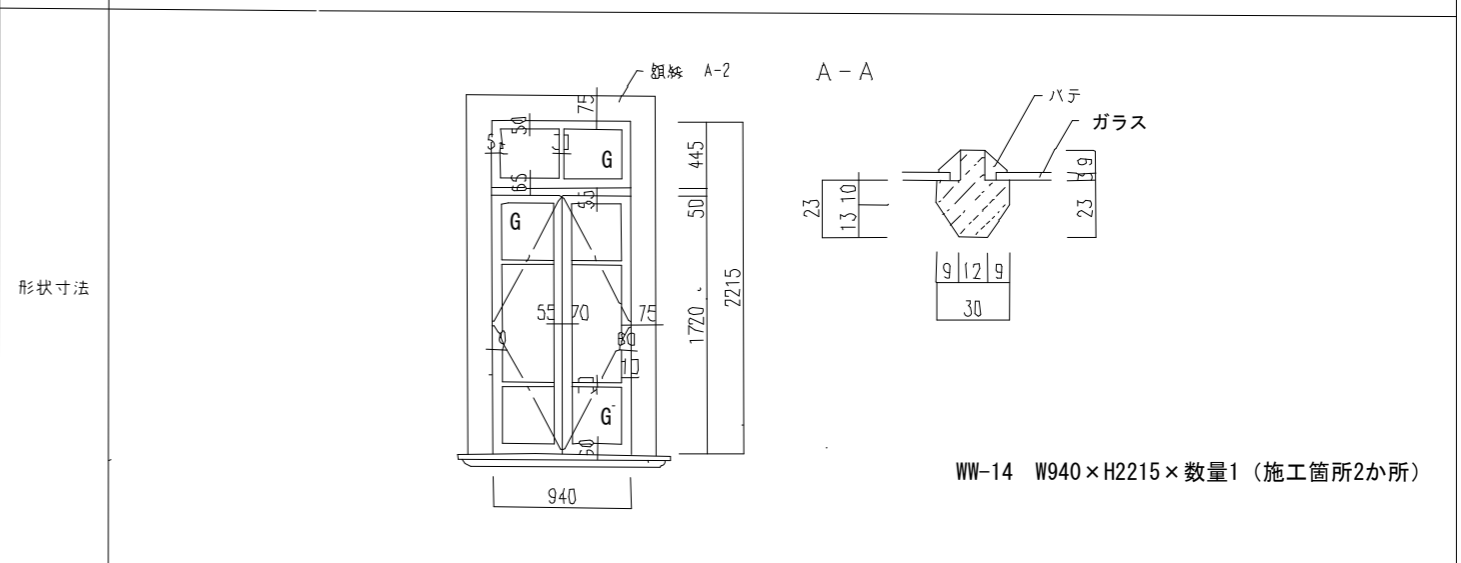
塗装に際しては、建具を取り外さずに外部のみ塗装する
 建具水切り木部分の塗装は、建具枠共に隙間から水の浸透の無い様に、止水点、水返し点まで防水措置の施工する。
 建具金物は金物塗装仕様により塗装する。

記号	WW-7
種類	両内開き窓、横間付き
数量	1ヶ所
取付箇所	旧臣下控え室



畚摺り	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	丁番
鍵	クレセント
金物	煽り止め
特記事項	A-1、A-2、B-4、水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。

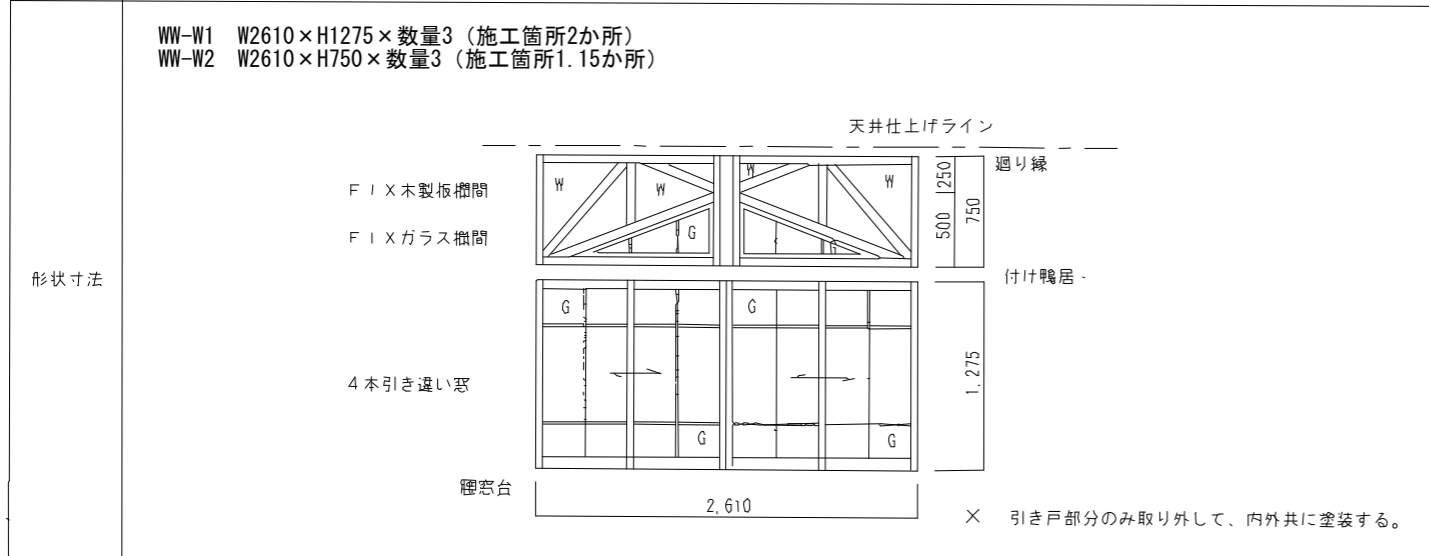
記号	WW-14
種類	両内開き窓、横間付き
数量	1ヶ所
取付箇所	旧調理室



畚摺り	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	丁番
鍵	クレセント
金物	フランス落とし、煽り止め
特記事項	A-1、A-2、B-4

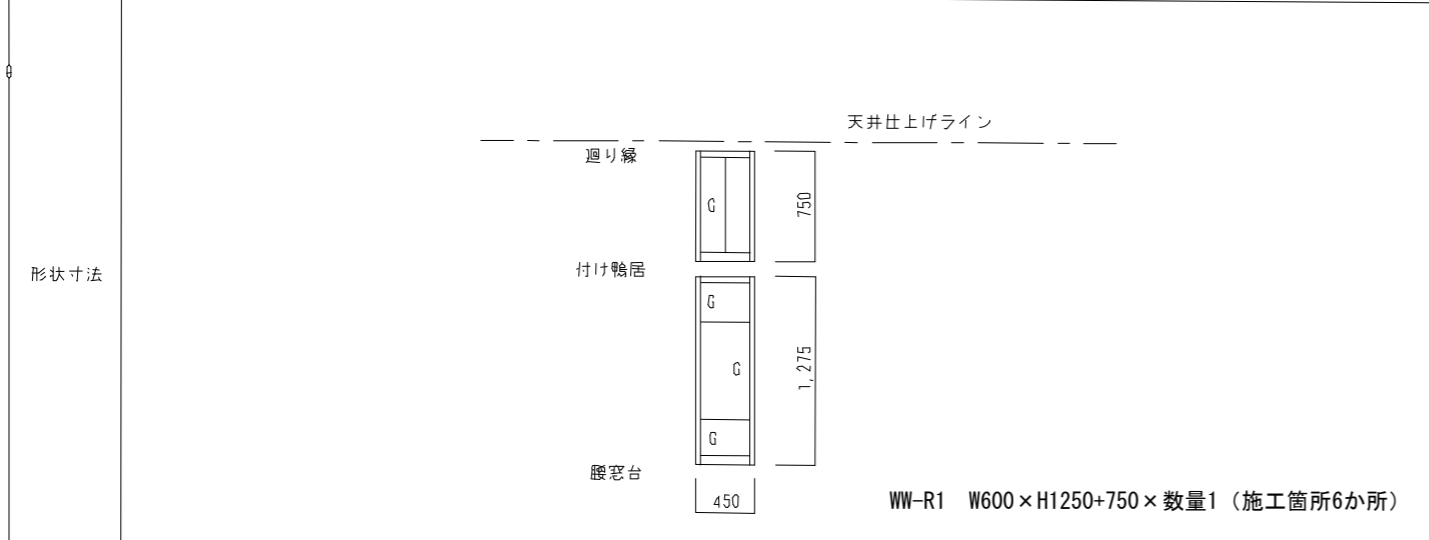
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	建具表04
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/50
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-15/26
検印	管理建築士	設計	製図
		担当者	設計
			株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20

記号	WW-W1
種類	4本引き違い窓+FIXガラス欄間+FIX木製板欄間
数量	3ヶ所
取付箇所	廊下(1)



仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	真鍮レール
鍵	引き違い締り錠
金物	引き手
特記事項	A-1、A-2、B-4、B-5、外部水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。

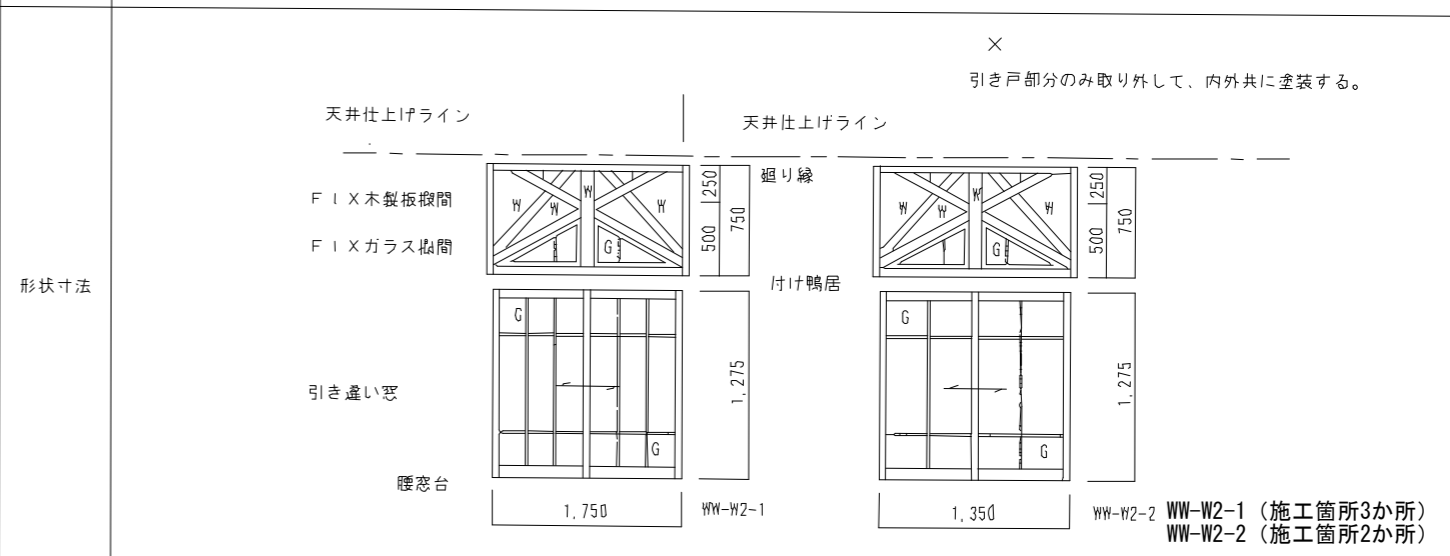
記号	WW-R1
種類	廊下R壁のFIX窓 + FIX欄間窓付き
数量	6ヶ所
取付箇所	廊下(1)



仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。
ガラス	透明ガラス、3mm
支持金物	ガラス留め
鍵	
金物	
特記事項	A-1、A-2、B-4、外部水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。

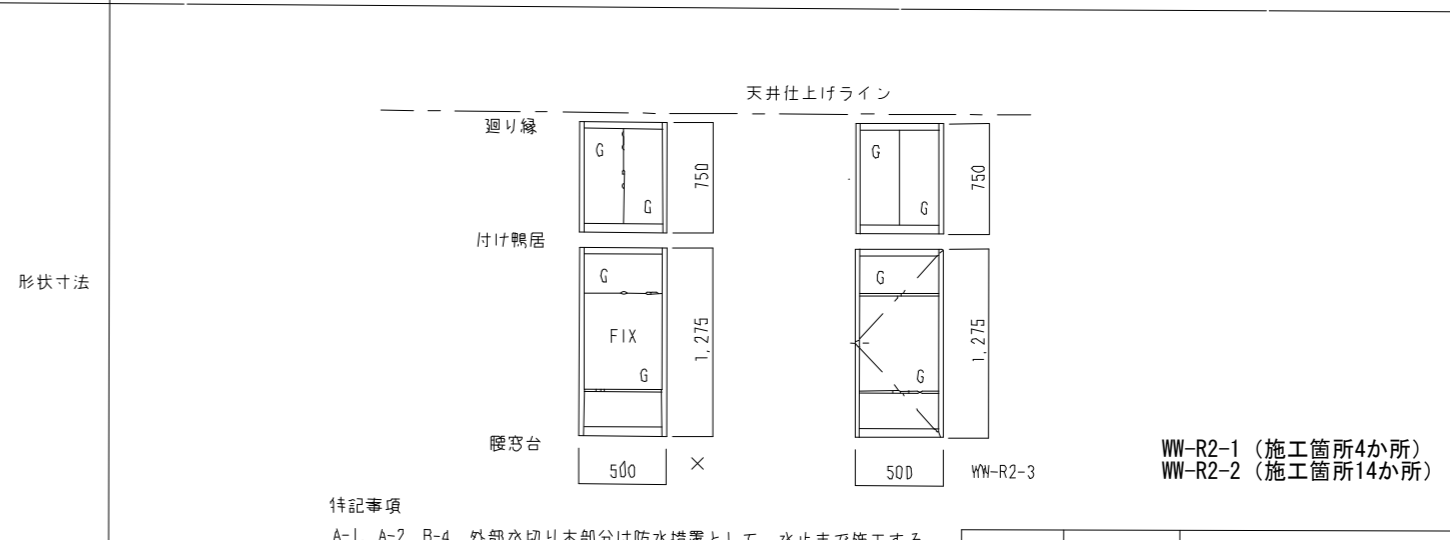
特記
塗装に除しては、建具を取り外さず外部のみ塗装する。
建具水切り木部分の塗装は、建具枠共に隙間から水の浸透の無い様に、止水点、水返し点まで防水措置の施工する。
建具金物は金物塗装仕様により塗装する。

記号	WW-W2
種類	引き違い窓+FIXガラス欄間+FIX木製板欄間
数量	5ヶ所
取付箇所	廊下(1)



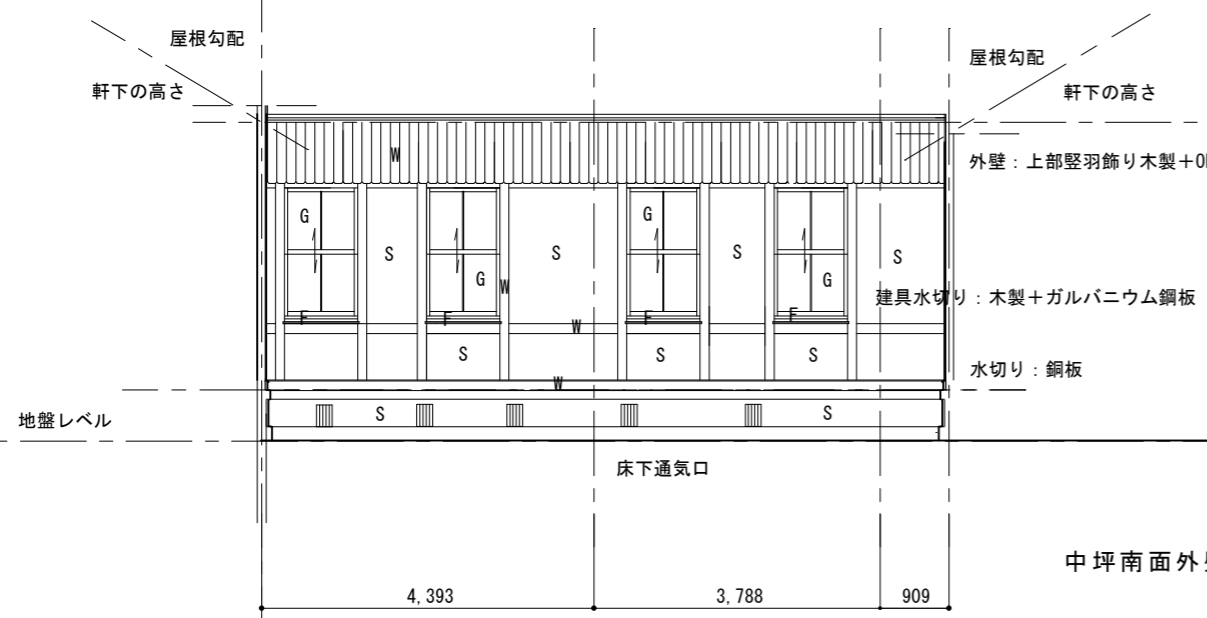
仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。	記号	室名	寸法	W×H×数量
ガラス	透明ガラス、3mm	WW-W2-1	廊下(1)	W 1,750×H 1,275+750×3	
支持金物	真鍮レール	WW-W2-2	廊下(1)	W 1,350×H 1,275+750×2	
鍵	引き違い締り錠				
金物	引き手				
特記事項	A-1、A-2、B-4、B-5、外部水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。				

記号	WW-R2
種類	廊下R壁に片開き窓 + FIX欄間付き
数量	7ヶ所
取付箇所	廊下(1)

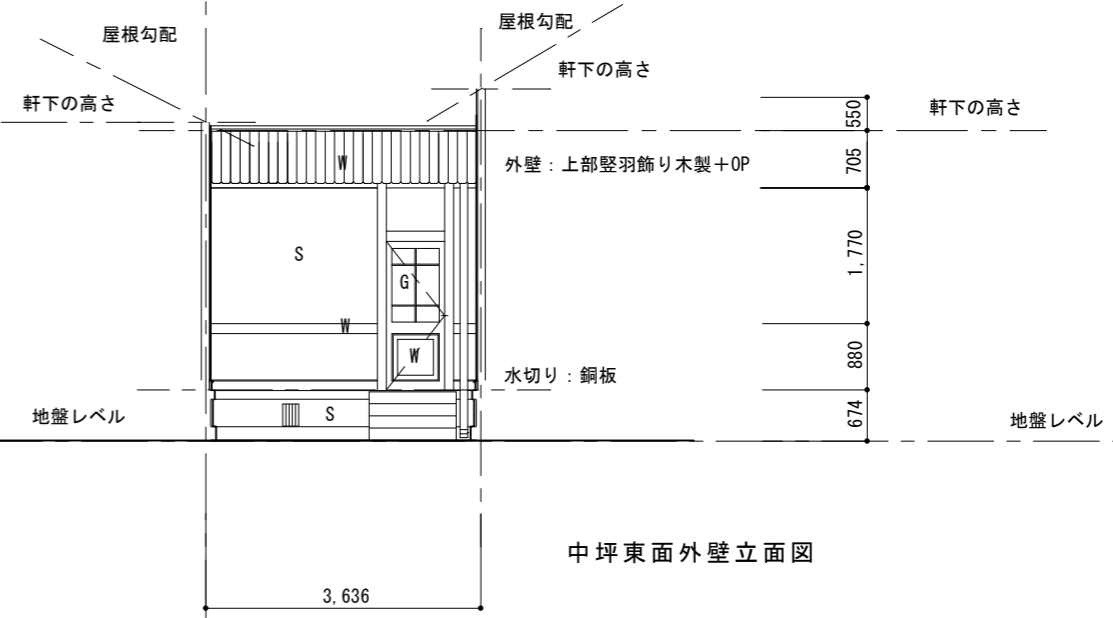


仕様	木製、水洗い清掃の上に、塗装する。	記号	室名	寸法	W×H×数量
ガラス	透明ガラス、3mm	WW-R2-1	廊下(1)	W 450×H 1,275+750×2	
支持金物	ガラス留め	WW-R2-2	廊下(1)	W 500×H 1,275+750×4	
鍵	丁番	WW-R2-3	廊下(1)	W 500×H 1,275+750×3	
金物	引き手				
特記事項	A-1、A-2、B-4、外部水切り木部分は防水措置として、水止まで施工する。				

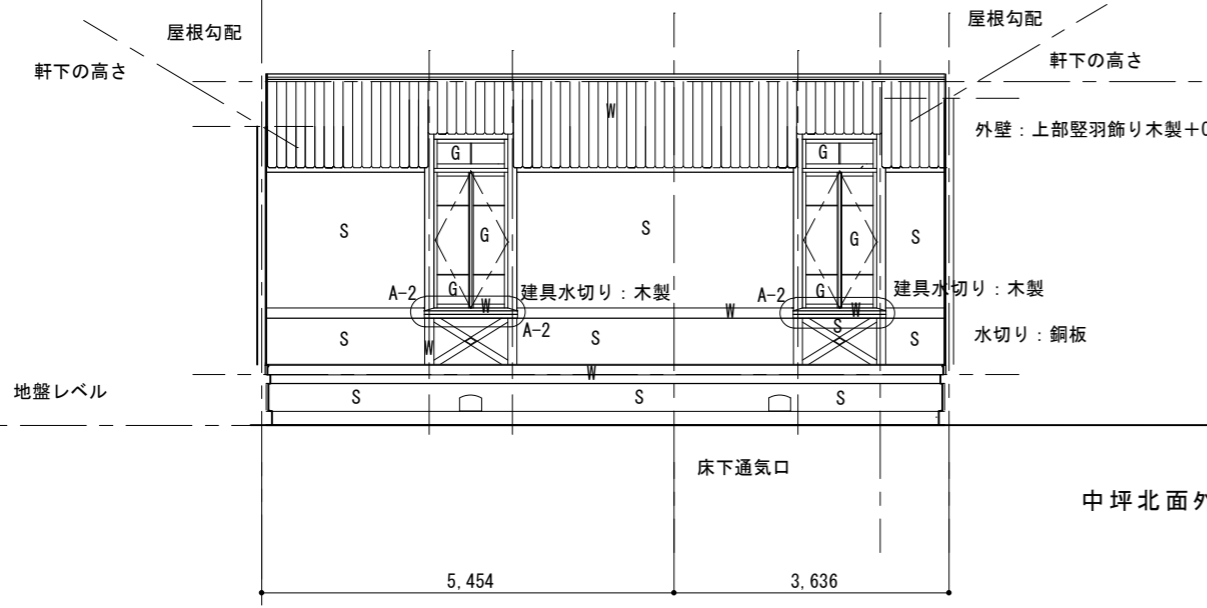
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	建具表05
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/50
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-16/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
		設計者氏名	伊東 孝
		登録番号	233914
			つくば市竹園 2-10-20



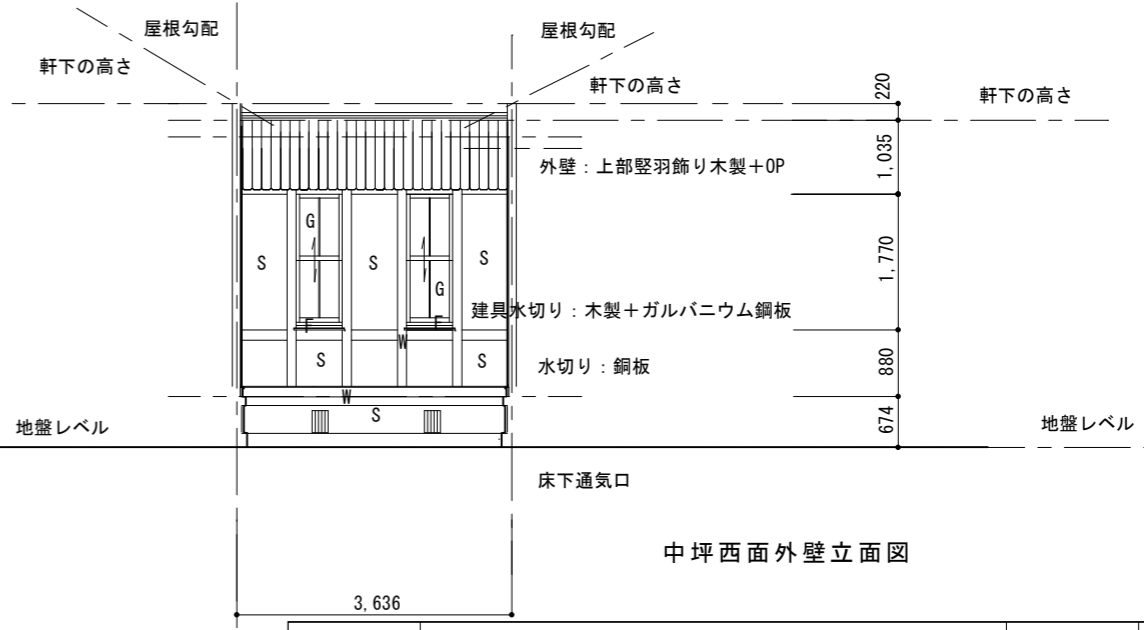
中坪南面外壁立面図



中坪東面外壁立面図



中坪北面外壁立面図

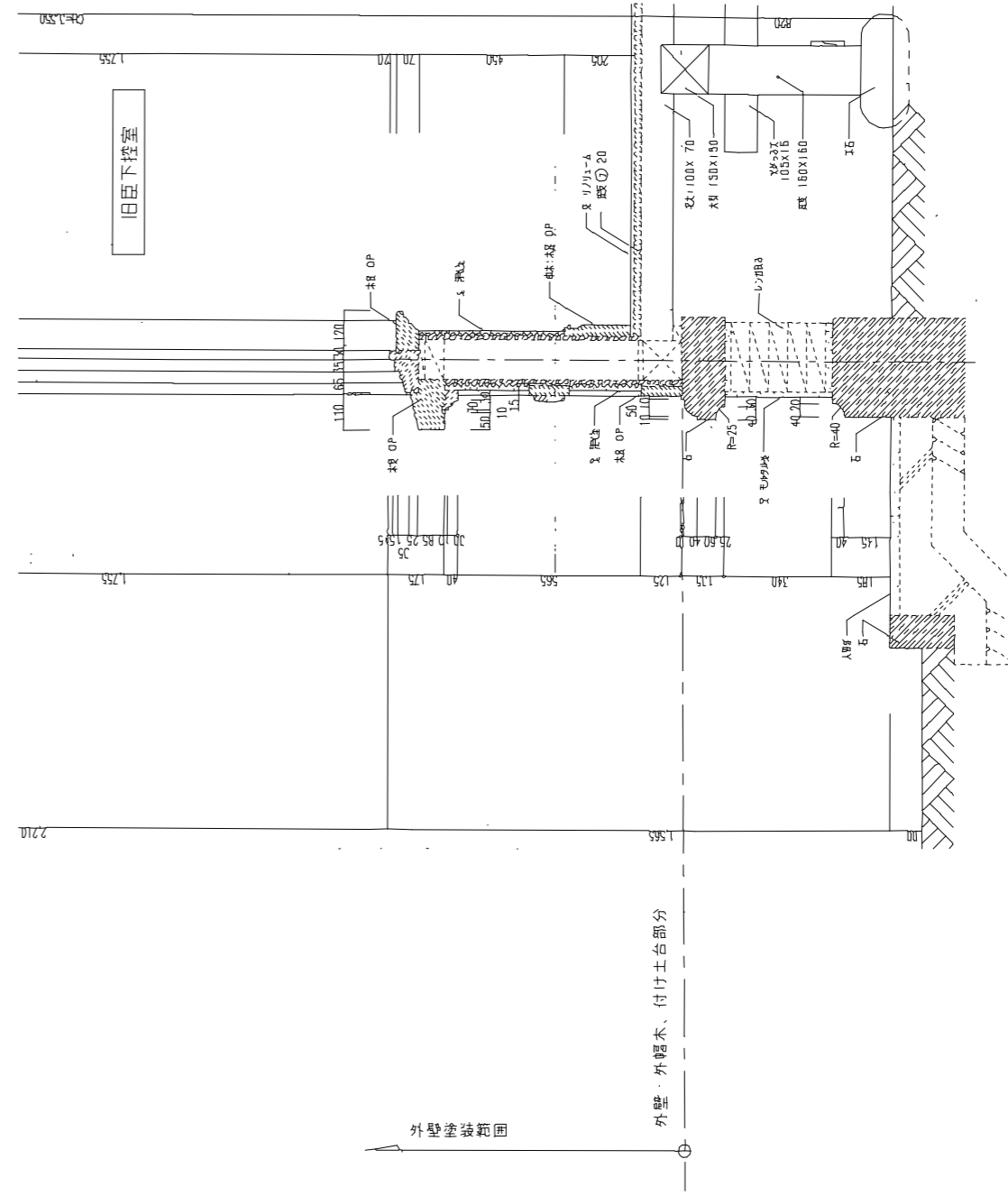
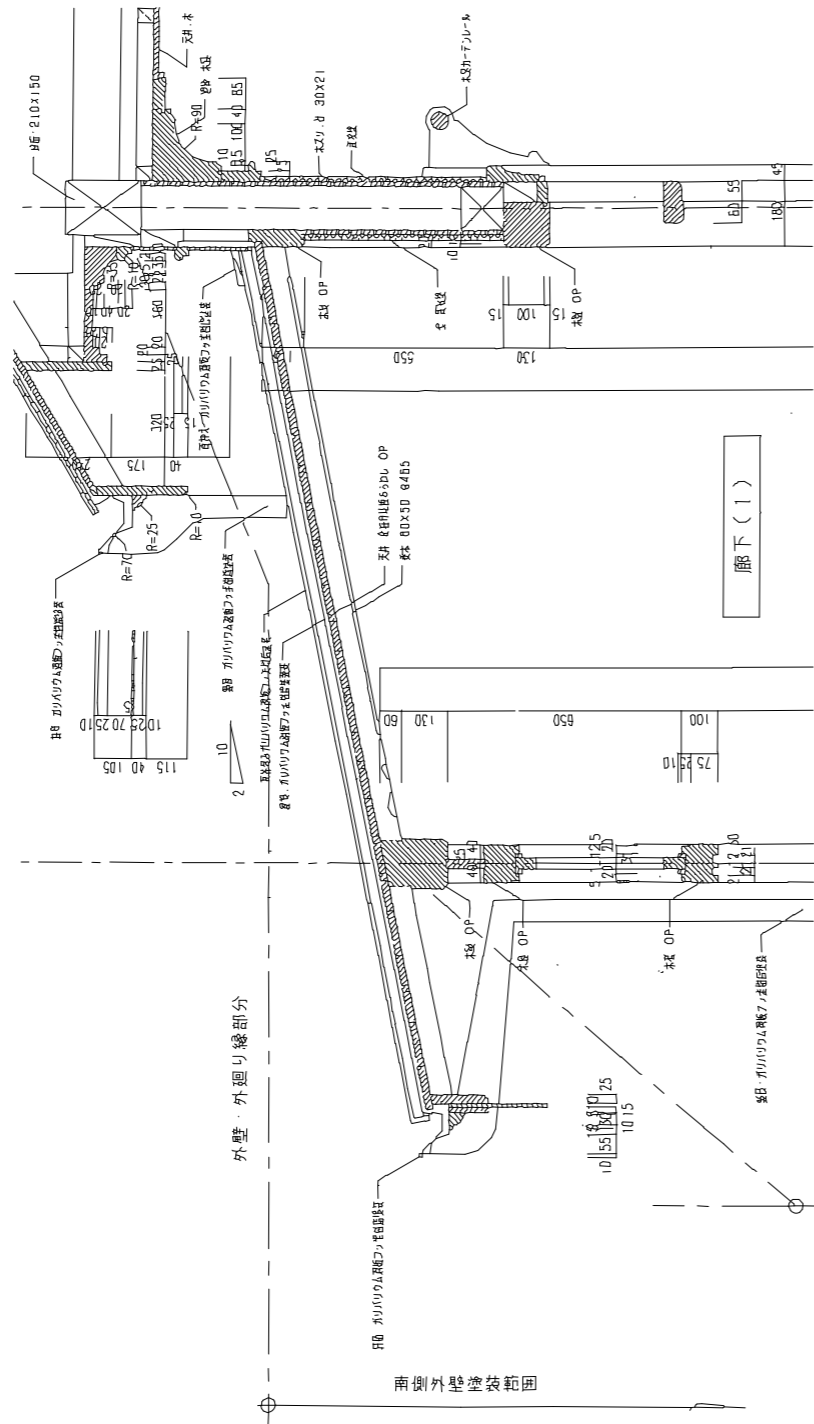


中坪西面外壁立面図

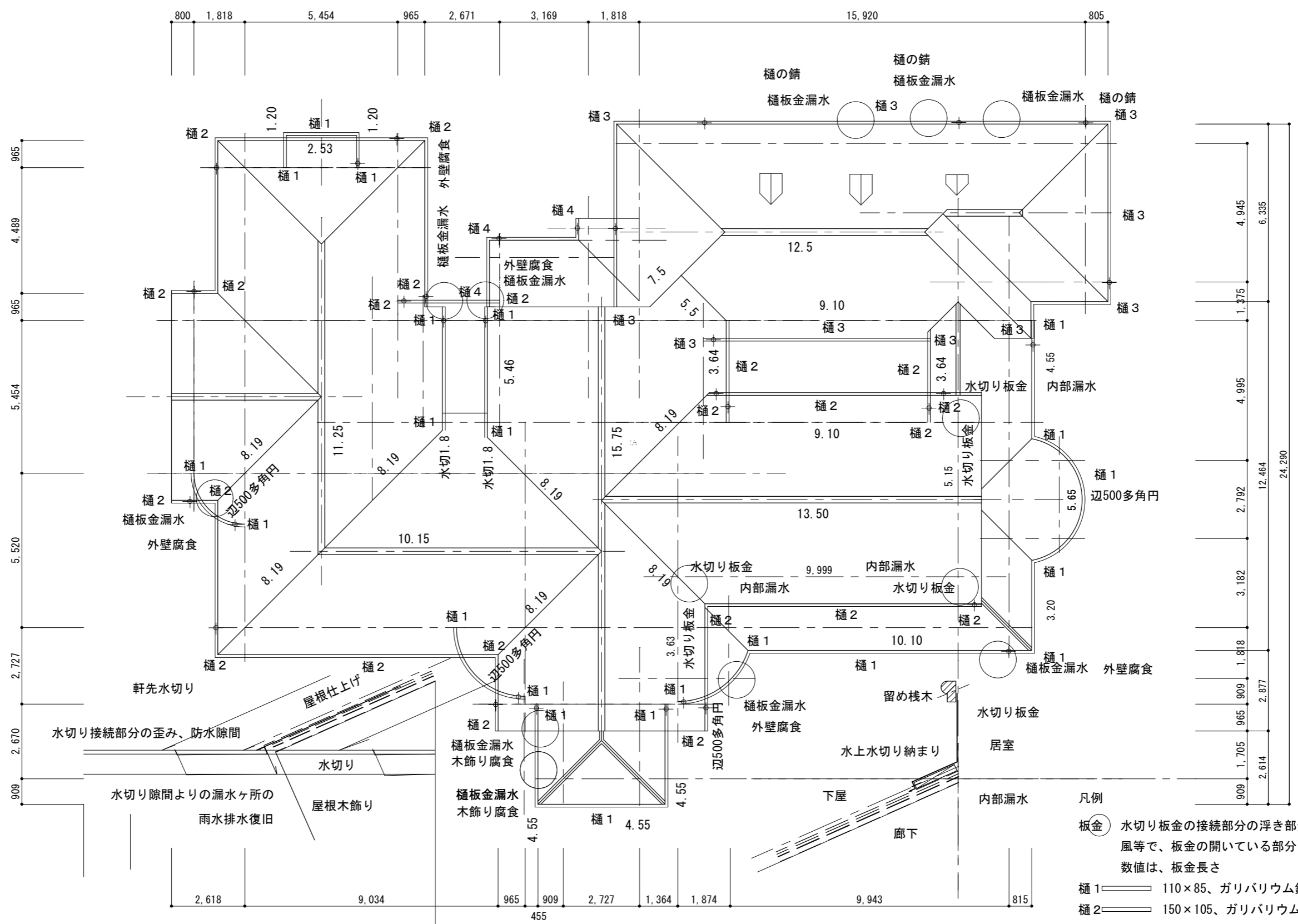
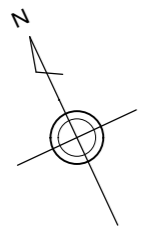
凡例

- W: 木製、造作、化粧飾り部分
- F: 鋼製、鉄部分
- S: 左官仕上部分
- G: ガラス面の部分

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	中坪立面図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-17/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20



工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	矩計図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S = 1 / 20
公園名称	新宿御苑	図面番号	A - 18 / 26
検印	管理建築士	設計	製図
		担当者	
設計者	株式会社藍建築事務所		
	設計者氏名 伊東 幸		
	登録番号 233914		
	つくば市竹園 2-10-20		



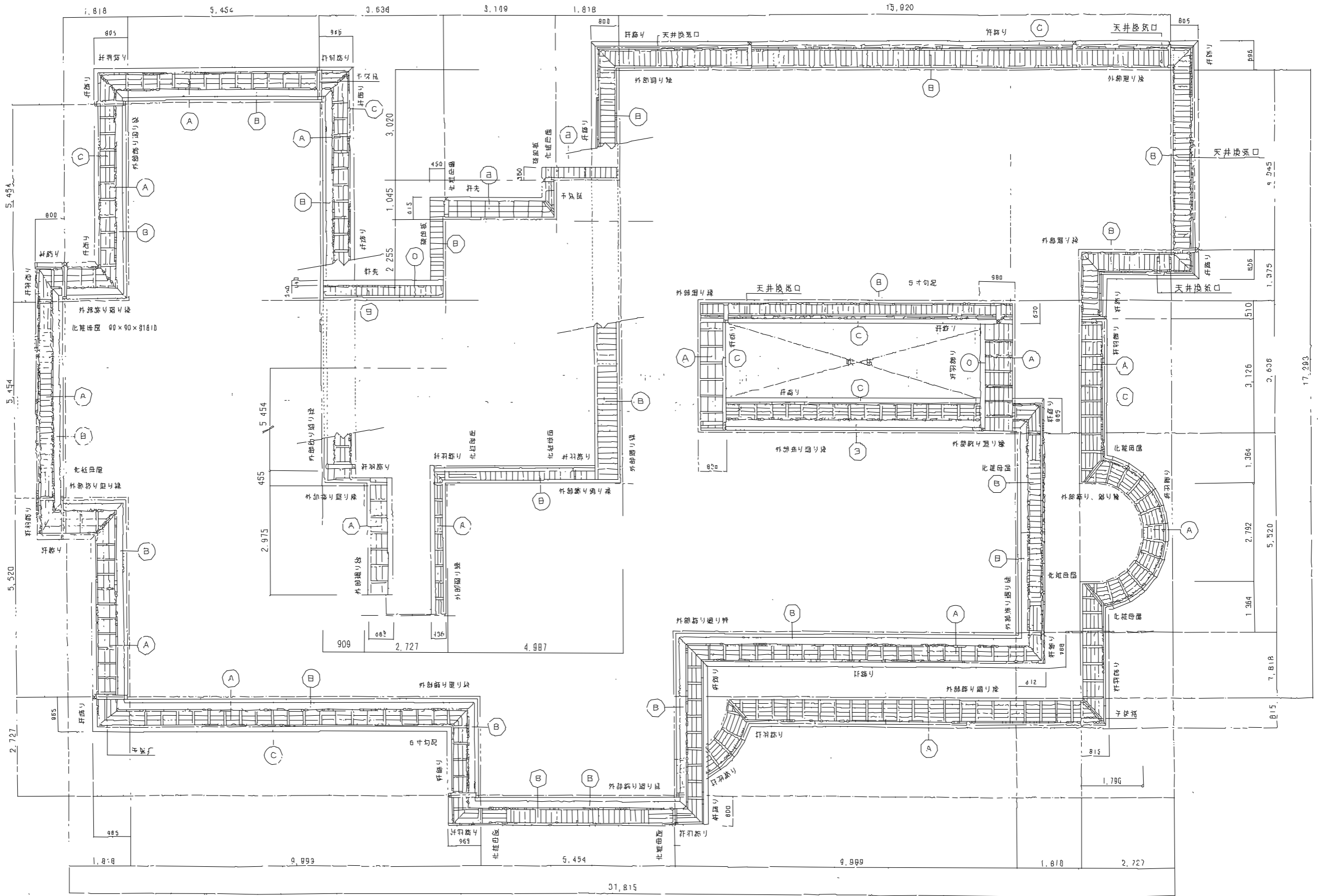
- 凡例**
- 板金 (○) 水切り板金の接続部分の浮き部分 (数値は、板金長さ)
風等で、板金の開いている部分
数値は、板金長さ
 - 樋1 110×85、ガリバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装
 - 樋2 150×105、ガリバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装
 - 樋3、4 150×145、ガリバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装
 - ⊕ 漏斗の位置、板金溶接、等

特記事項

- 1、屋根の樋板金、水切り板金の接続部分の浮き、及び、開き、隙間があり、また下地への留め不足により、建物内に漏水が派生して、建物内への浸水、劣化、剥離、破損している。
- 2、水切り板金の、浮きの留め、及び接続部分の合せ目の防水シーリングによる止水、及び釘、等による板金の押え、固定留を行うシーリングはウレタン系にて調整し、留め釘は板金の金物に合わせるものとする
- 3、板金の留下地等の劣化、腐食部分等、強度の確保できない部分は木製の補強、補修の固化材等の注入後に留め釘の締め、復旧施工を行う修繕に際しては、現状の使用材料、及び品質に合わせる事として、新たに補強すること等、仕上げ寸法も変えないものとする。

屋根伏図

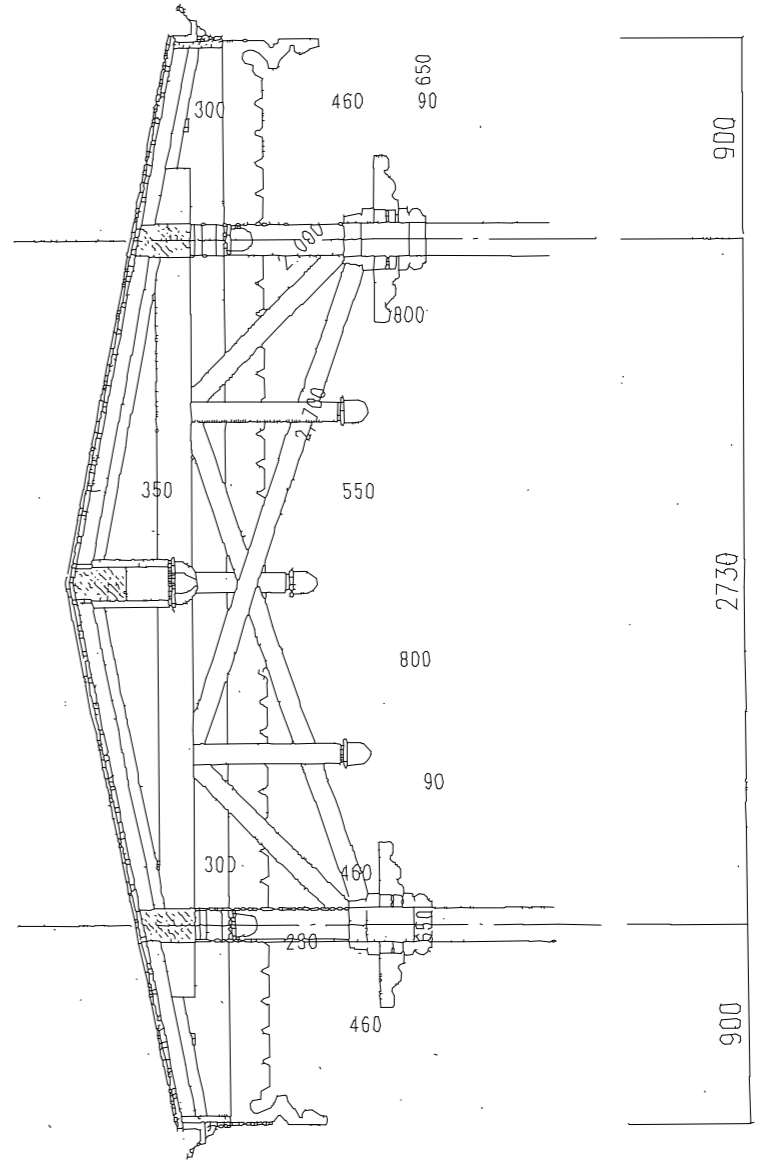
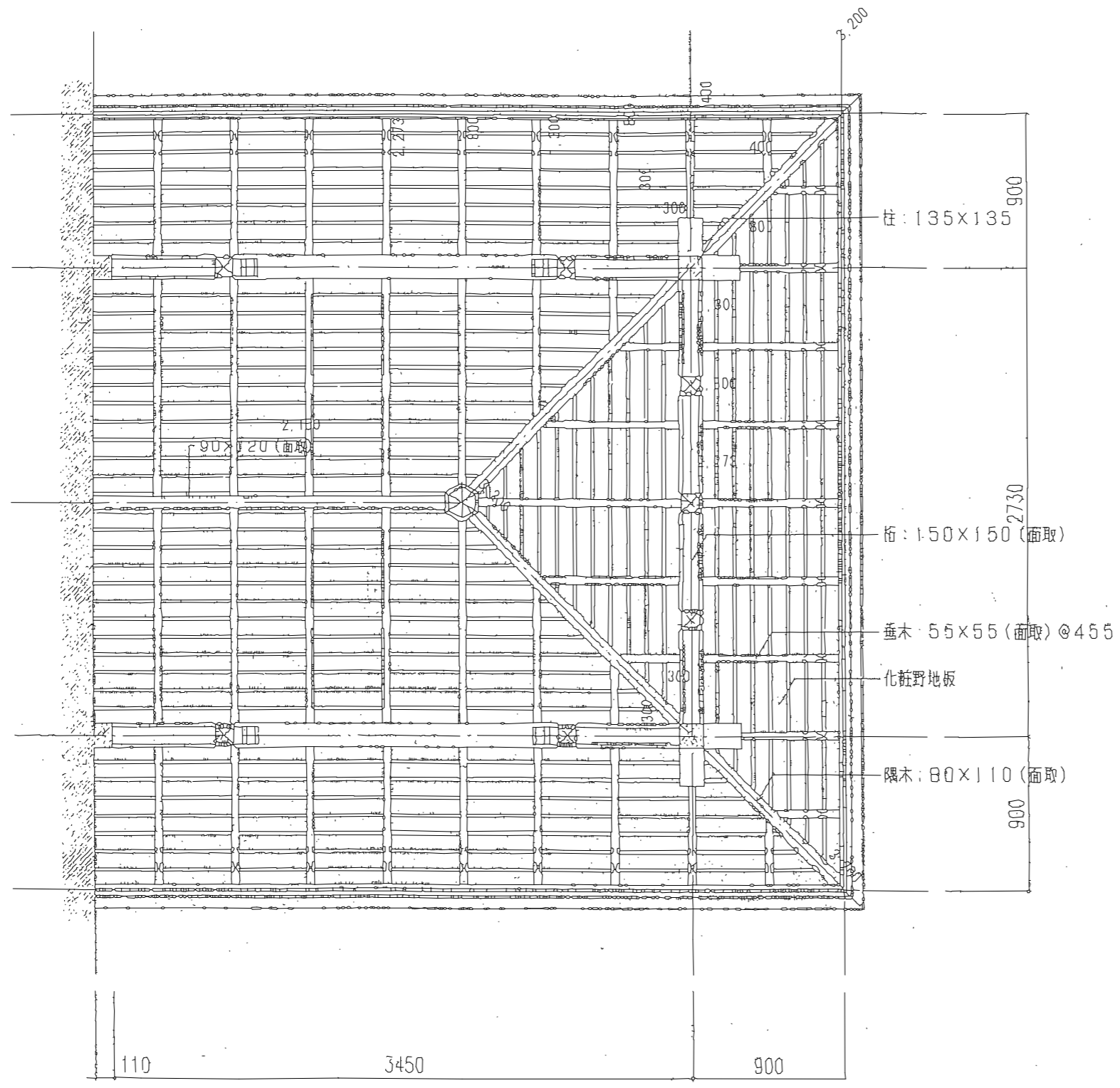
工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	屋根伏図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/150
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-19/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20



- 凡例
- A 北軽野地板あらわし、OP塗り、垂木、60×50×@455、OP塗り
 - B 板張り、OP塗り
 - C 軒柱、梁板、加工製作品
 - D 軒庇、ガルバニウム鋼板、加工製作品

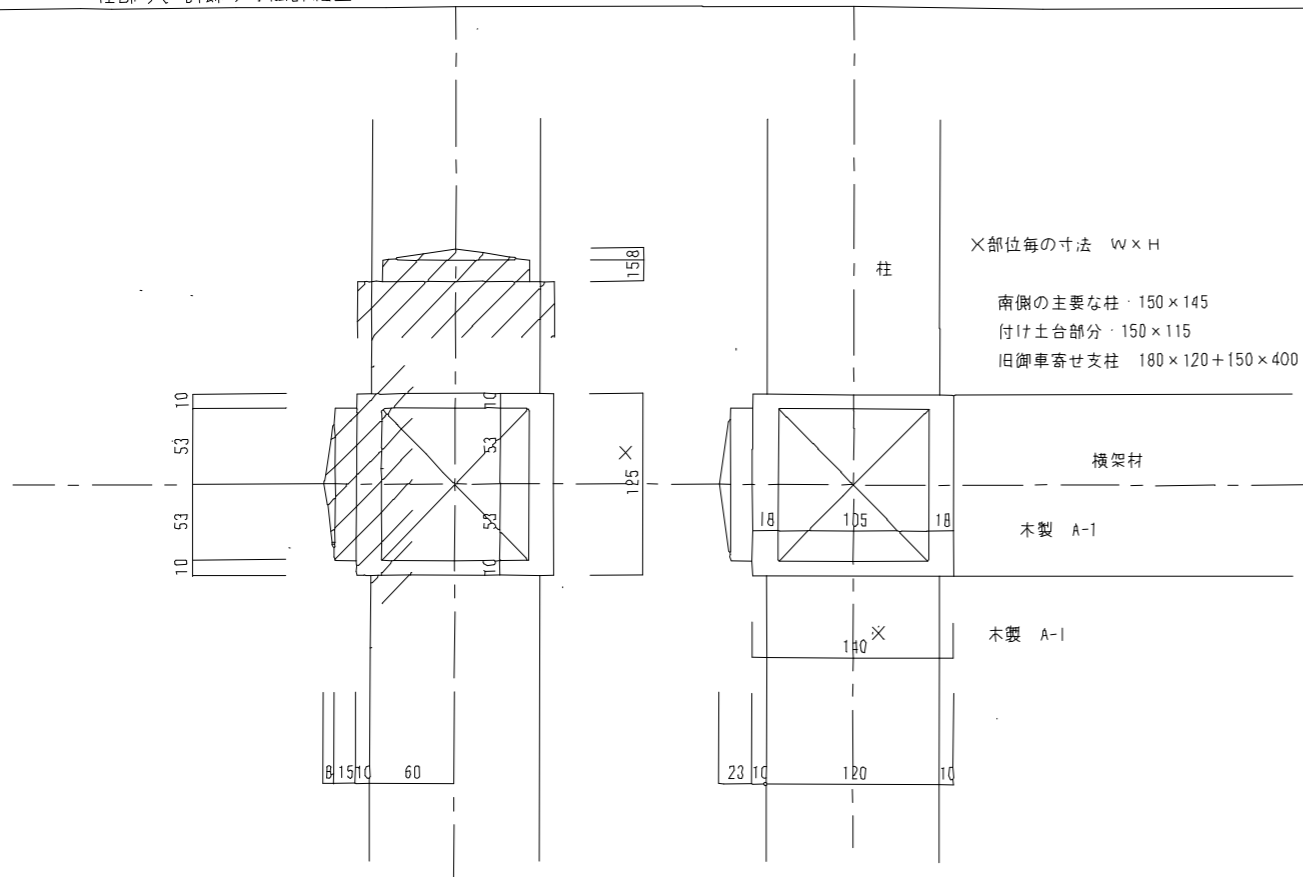
外部廊り廻り縁、副板 240、モール40+35、
 幅範囲 75+21+160mm
 破風板 24×240、木製、OP塗り
 軒先 面木、45Rモール+副板65

工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	軒天井伏図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/100
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-20/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
		設計者氏名	伊東 孝
		登録番号	233914
			つくば市竹園 2-10-20

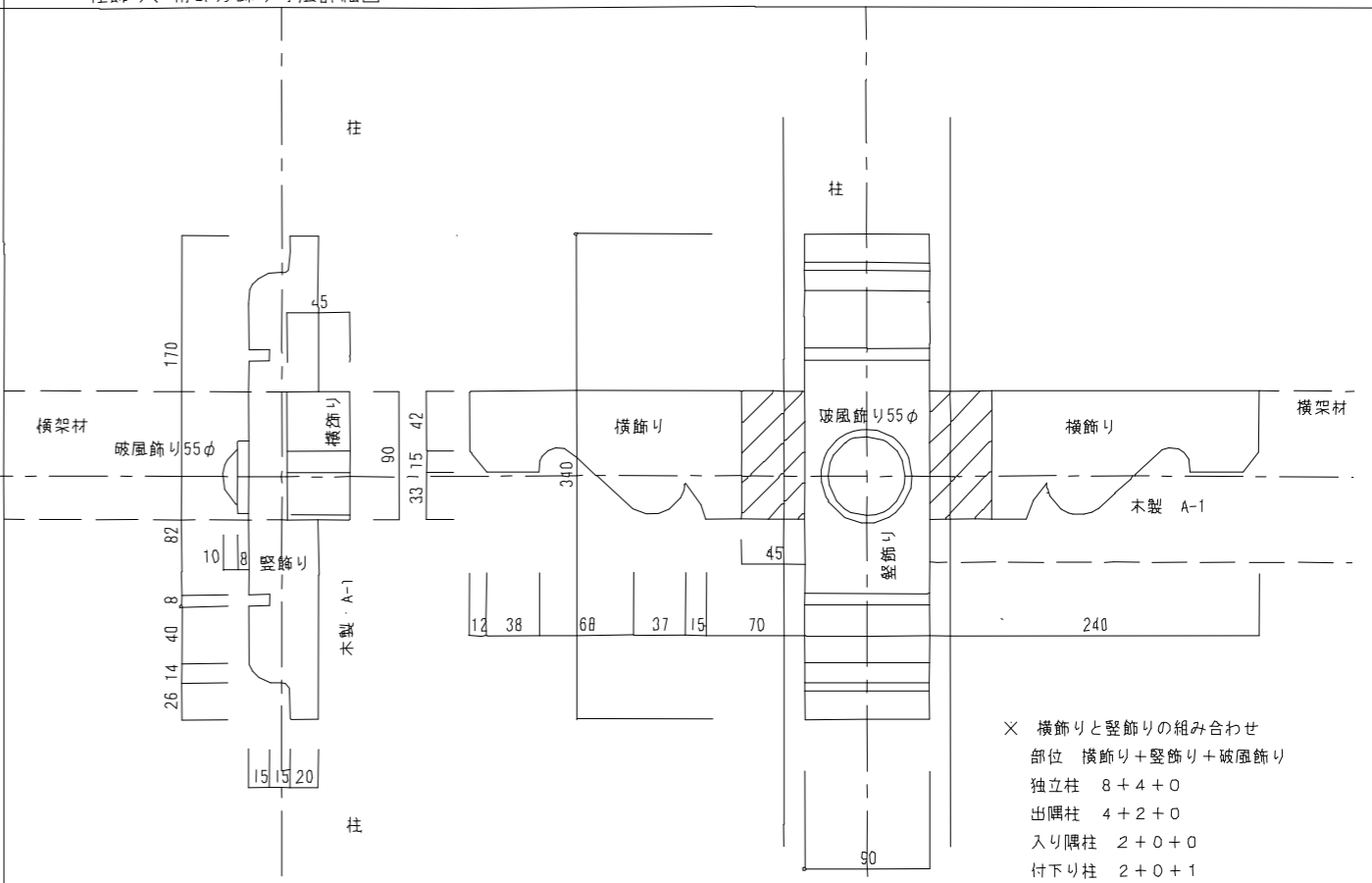


工事場所	東京都新宿区内藤町11				図面名称	玄関底図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/30
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-21/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
						設計者氏名 伊東 孝
						登録番号 233914
						つくば市竹園 2-10-20

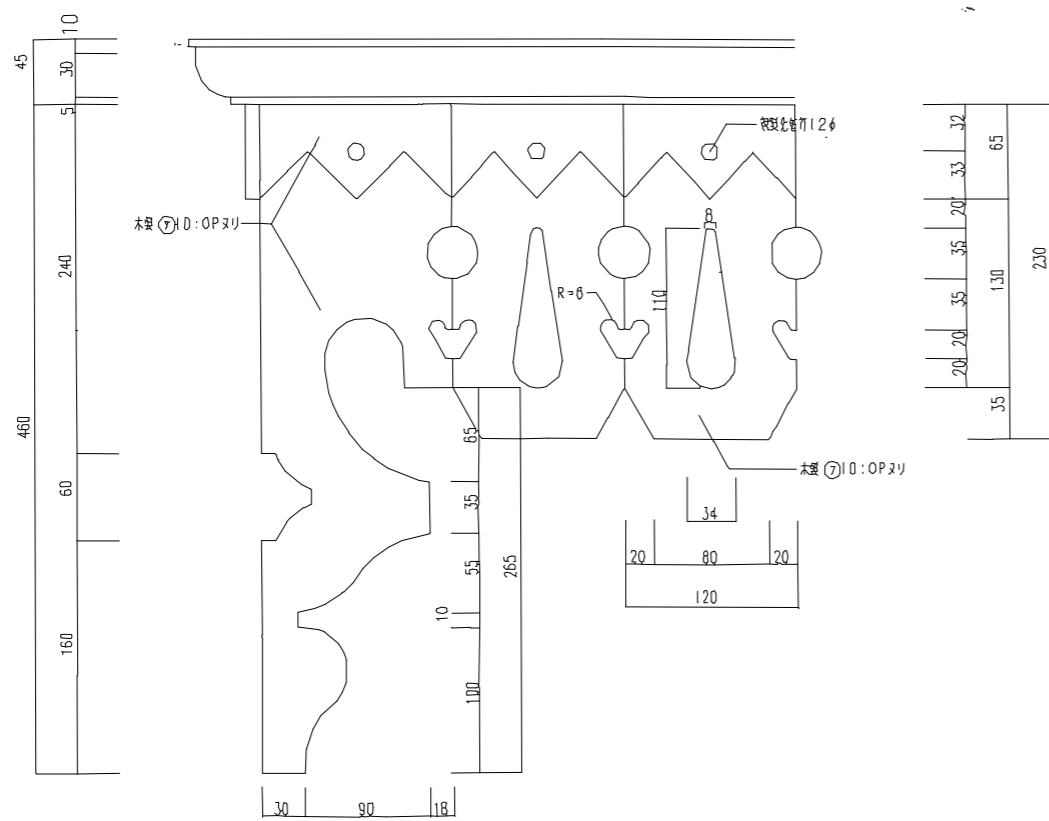
柱飾り、枿飾り寸法詳細図



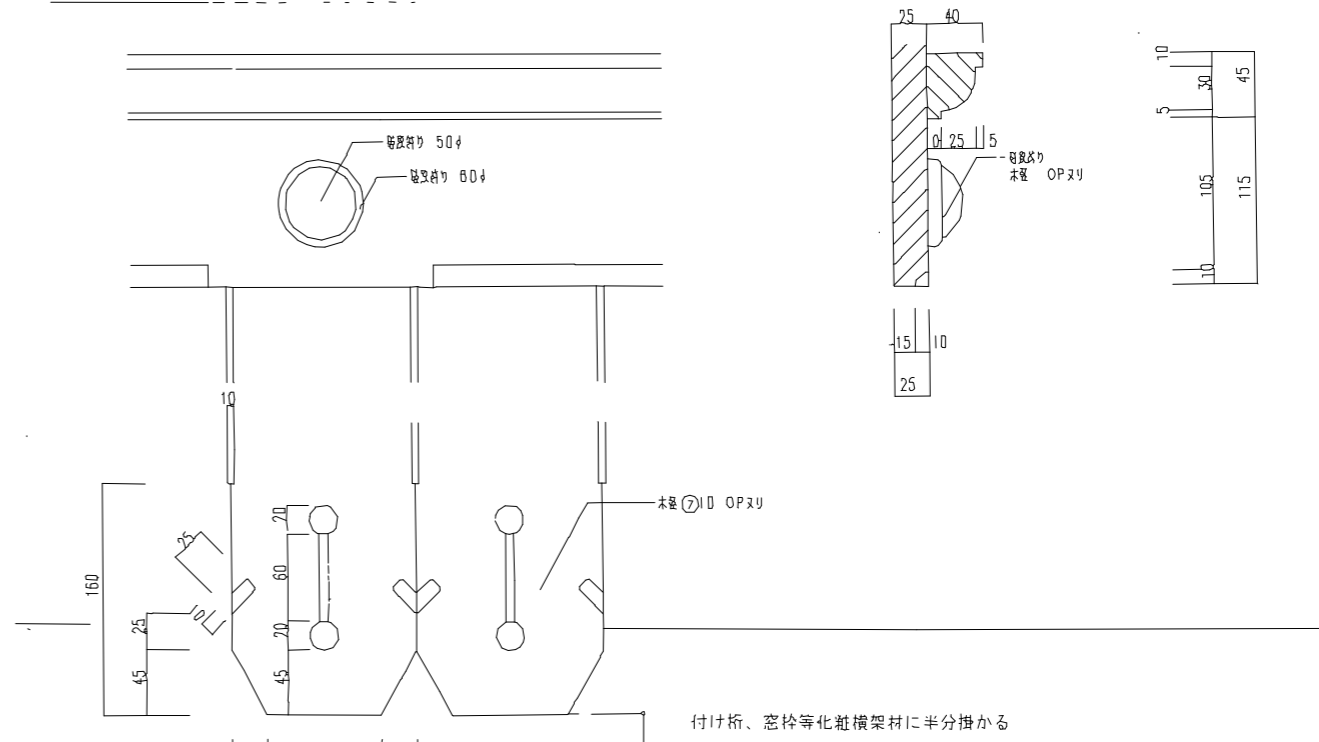
柱飾り、桁部分飾り寸法詳細図



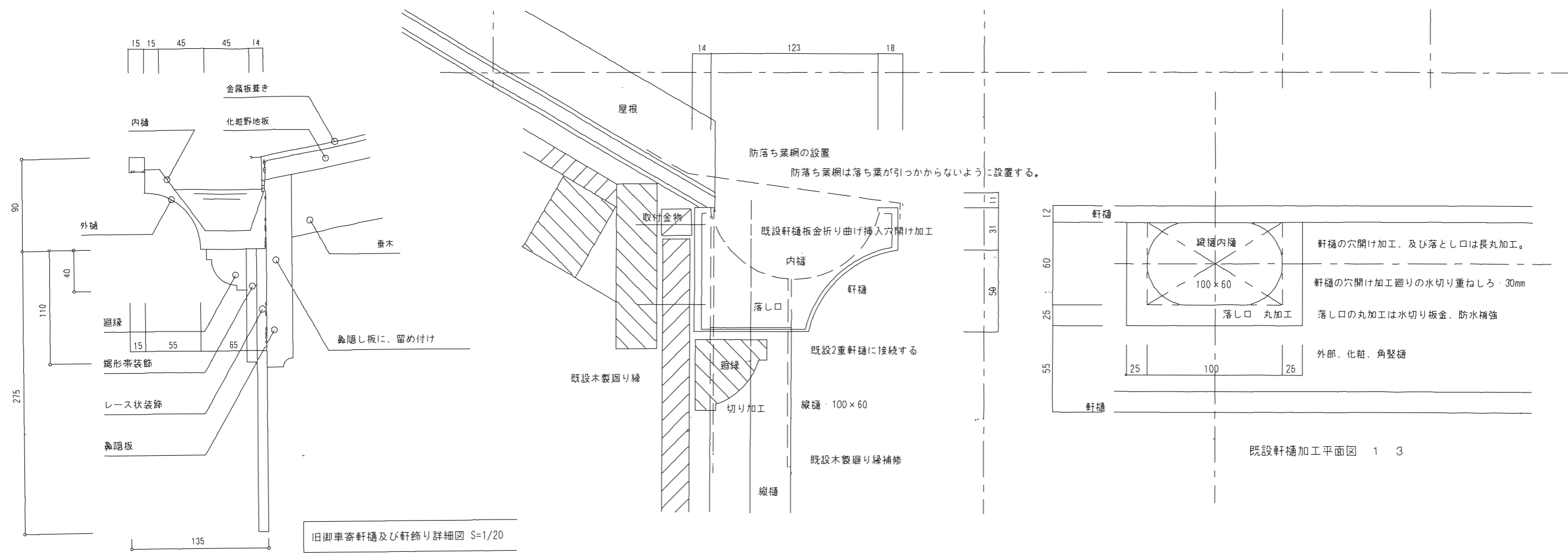
軒先飾り詳細 上部堅羽目板飾り納まり図



外壁上部堅羽目板飾り詳細 破風飾り詳細図



工事場所	東京都新宿区内藤町1-1				図面名称	外壁飾り図	
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/5	
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-22/26	
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所	
						設計者氏名	伊東 孝
						登録番号	233914
							つくば市竹園 2-10-20

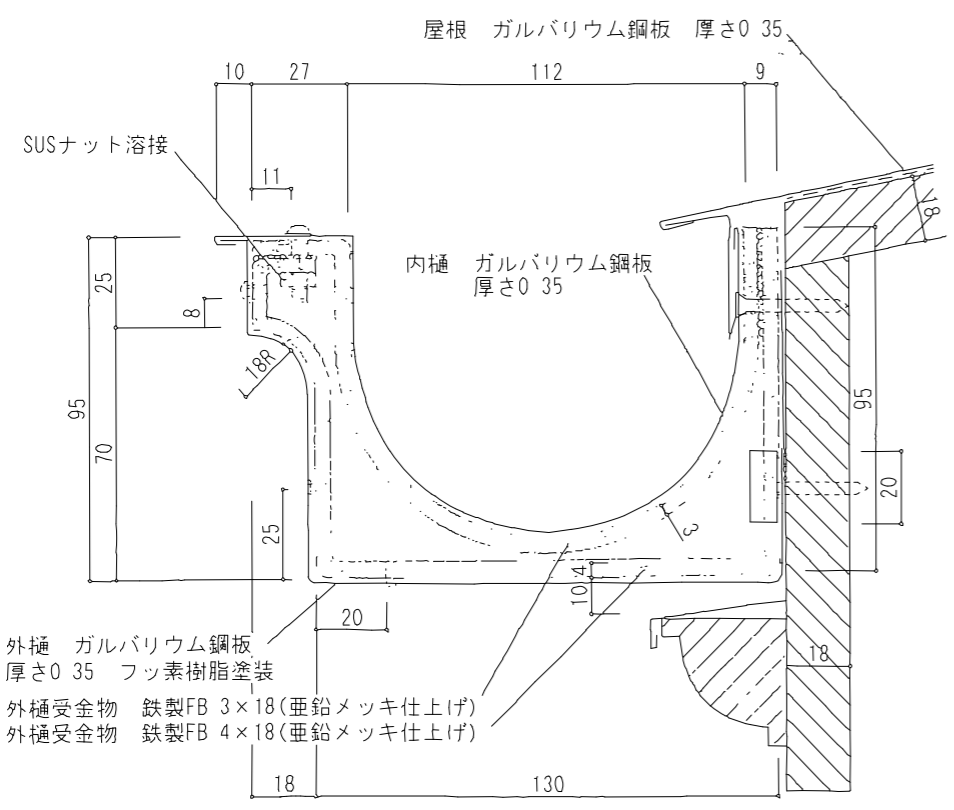


旧御車寄軒樋及び軒飾り詳細図 S=1/20

既設軒樋加工平面図 1 3

樋2、150×105、ガルバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装

樋1、110×85、ガルバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装

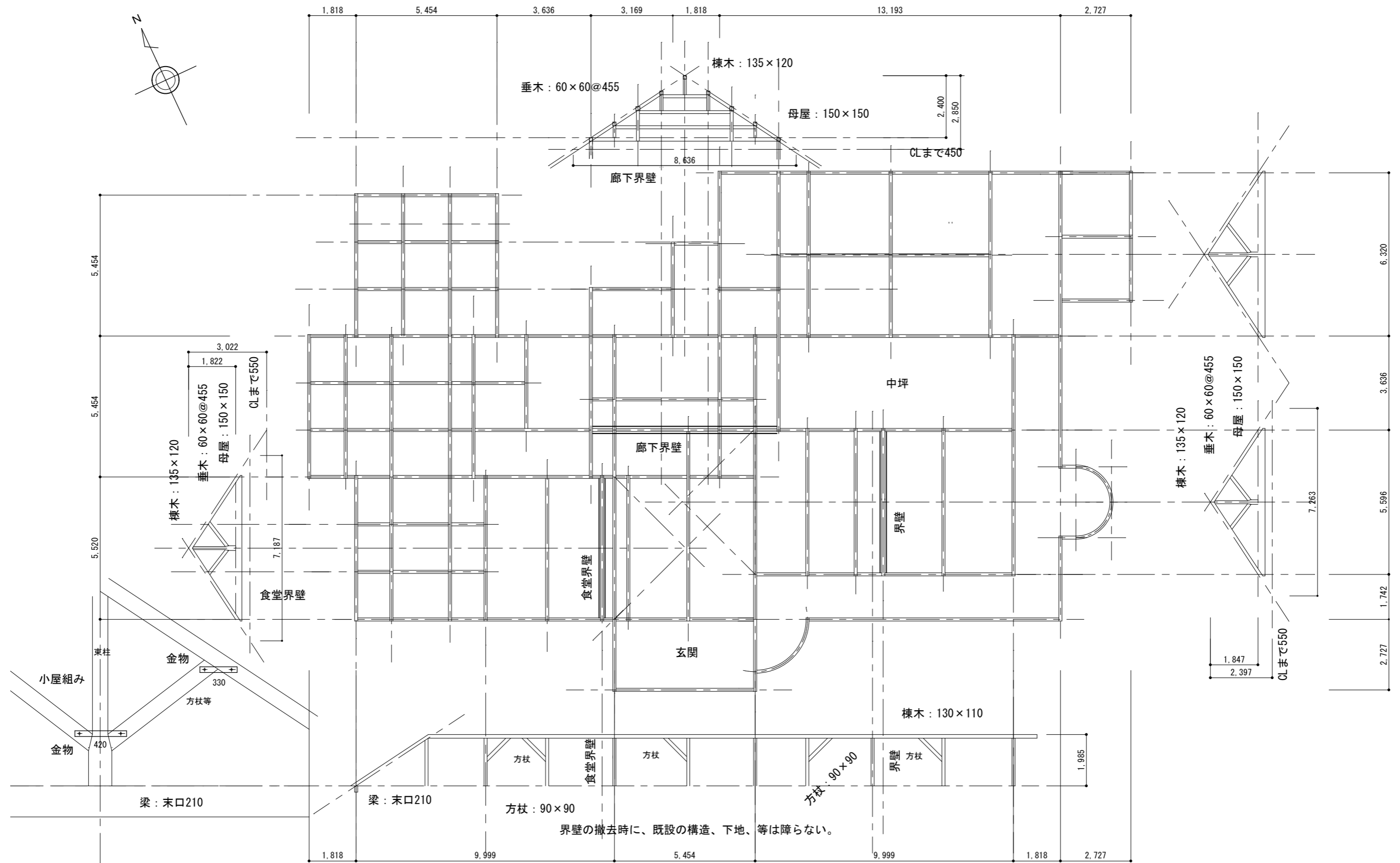
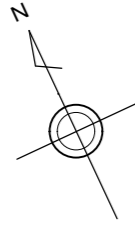


樋3、150×95、ガルバリウム鋼板0.35+フッ素樹脂塗装

注意、上記、樋の1、2、3、の形状、寸法等は、場所により、寸法が変更されている部分があり、施工に際しては各部位ごとに、現場寸法の確認の上に、施工図作成して、再確認後に、施工する。

特記
 樋の、使用材料等、樋3、等、共通仕様
 漏斗、集水樹には、落ち葉受けネット、ステンレスを設ける。
 漏斗、縦樋も、軒樋と同様に、2重樋、樋の2、等、共通仕様

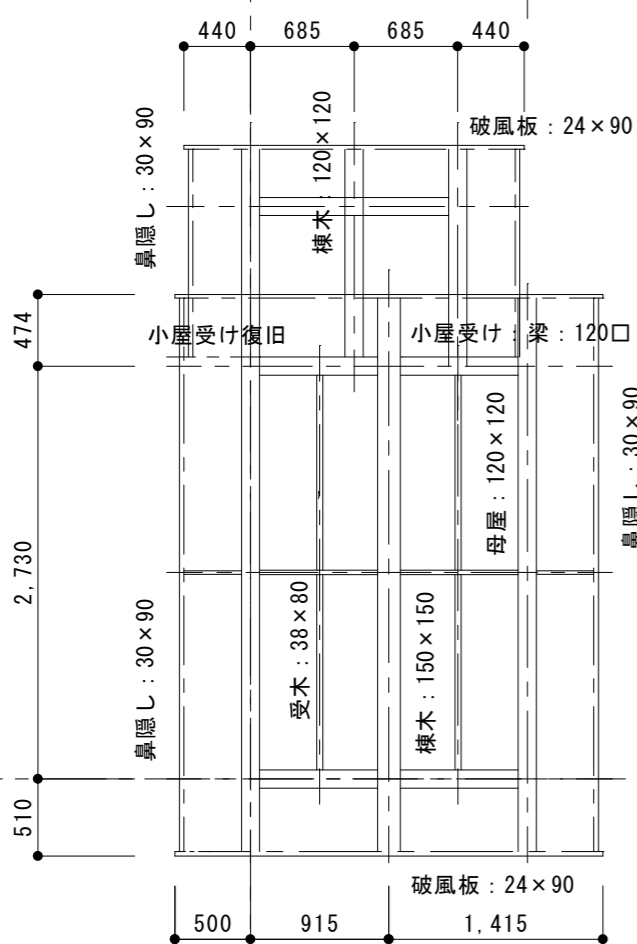
工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	樋詳細図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/3
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-23/26
検印	管理建築士	設計	製図
		担当者	設計者
			株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 幸
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20



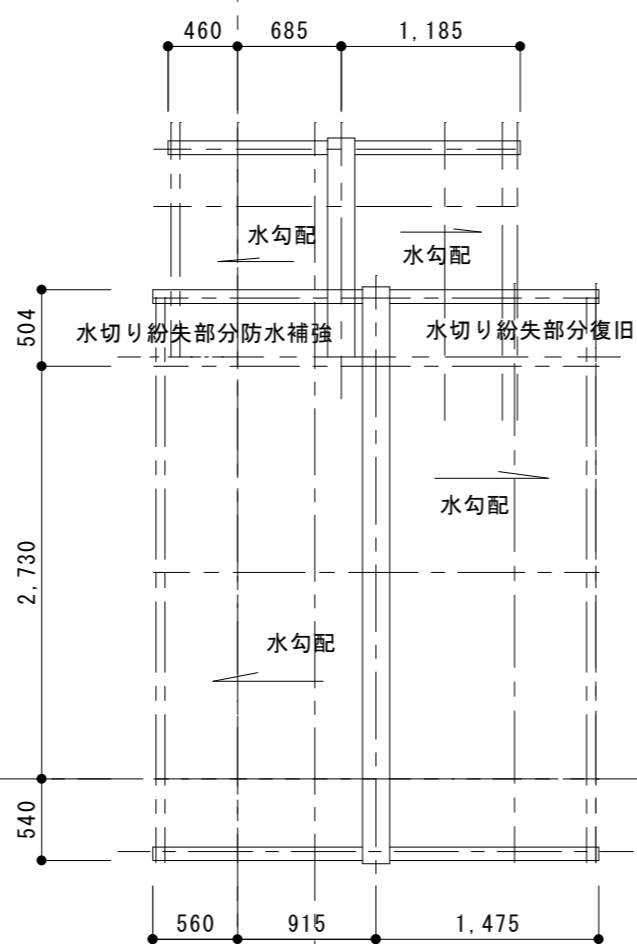
特記事項

- 1、小屋、界壁の仕様、構成、他
木組、小屋組み、洋小屋、和小屋、等
端部：下地取付棧木、90□木材
石膏ボード12.5mm×2
石膏ボード隙間モルタル、漆喰、プaster、等

工事場所	東京都新宿区内藤町11				図面名称	小屋組み界壁図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所				縮尺	S=1/150
公園名称	新宿御苑				図面番号	A-24/26
検印	管理建築士	設計	製図	担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
					設計者氏名	伊東 孝
					登録番号	233914
						つくば市竹園 2-10-20



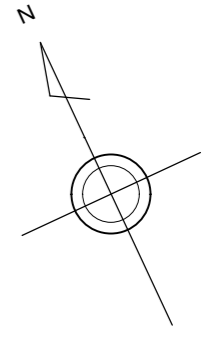
小屋伏せ図



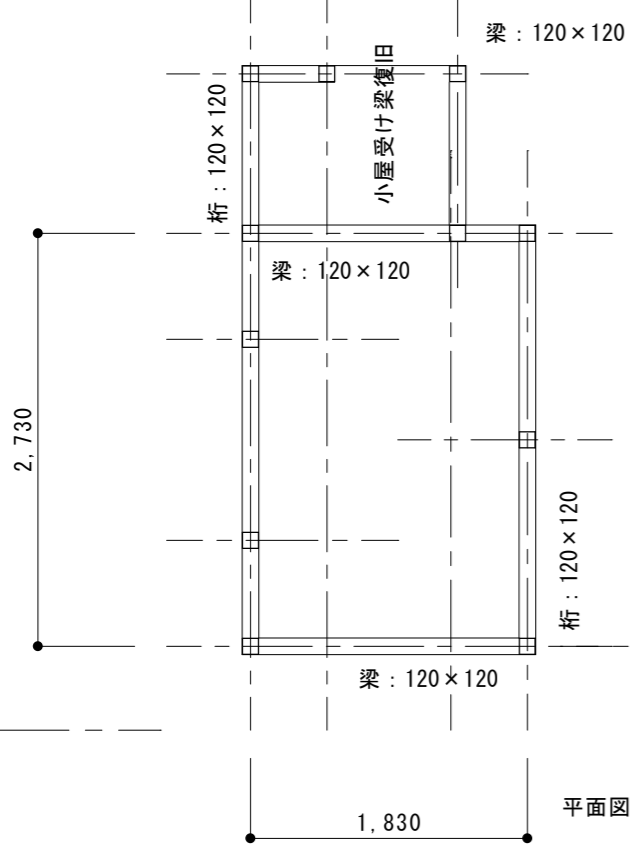
屋根伏せ図

仕上げ表

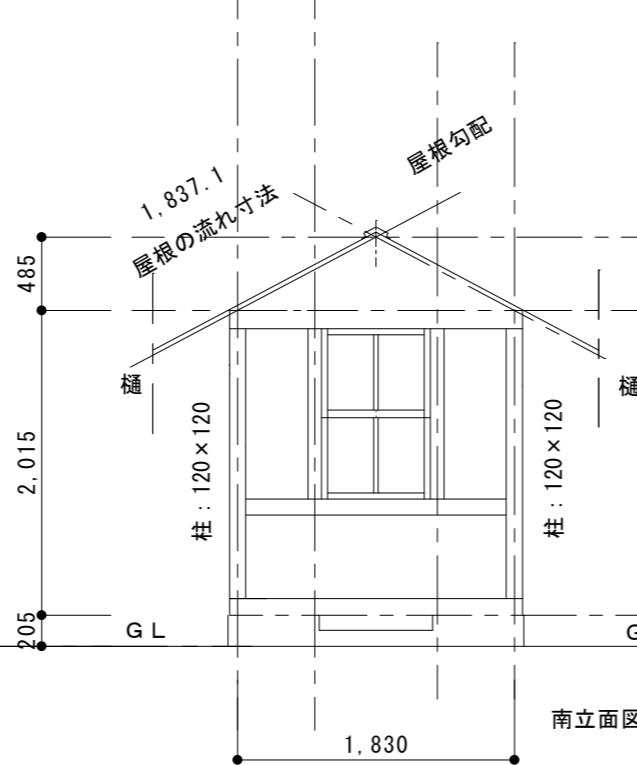
- 屋根、ガルバニウム鋼板、棟木、笠木、共笠釘留、メッキ鋼板
下地：垂木、木製、塗装
- 水切り、ガルバニウム鋼板、ケラバ、共、屋根材付属品、等、釘留、メッキ鋼板
- 破風板、鼻隠し、木製、塗装
釘留、塗装
- 木造、芯壁造り、平屋建て、梁、桁：120口
木部、塗装
壁、左官、塗装
- 基礎、敷石、モルタル留め、目地：モルタル、等
土間、コンクリート、等



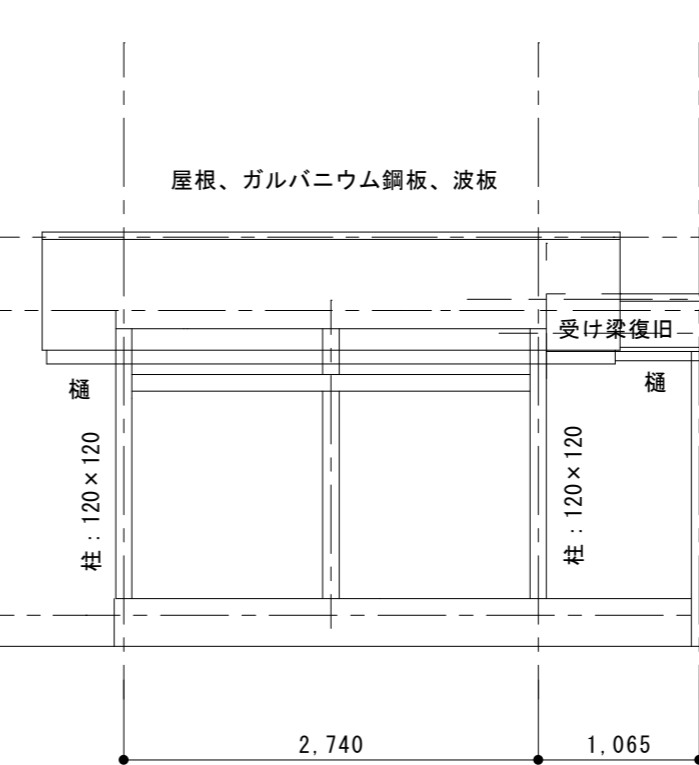
留意事項、等、下屋の、壁との水切り、及び、受けの母屋：120口復旧
施行されていたものが、紛失した部分、防水補強：2重貼り
現状、水切り釘留の跡の防水補強：2重貼り



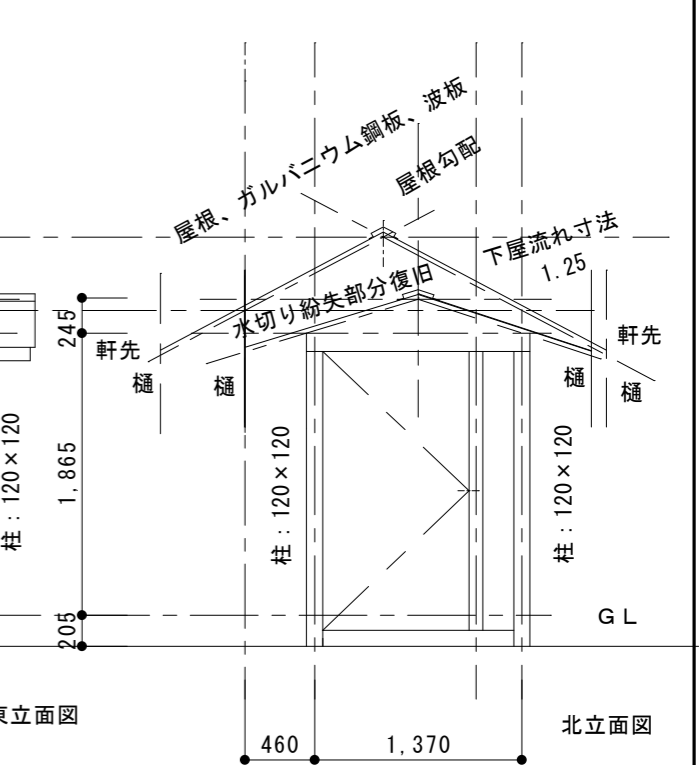
平面図



南立面図



東立面図

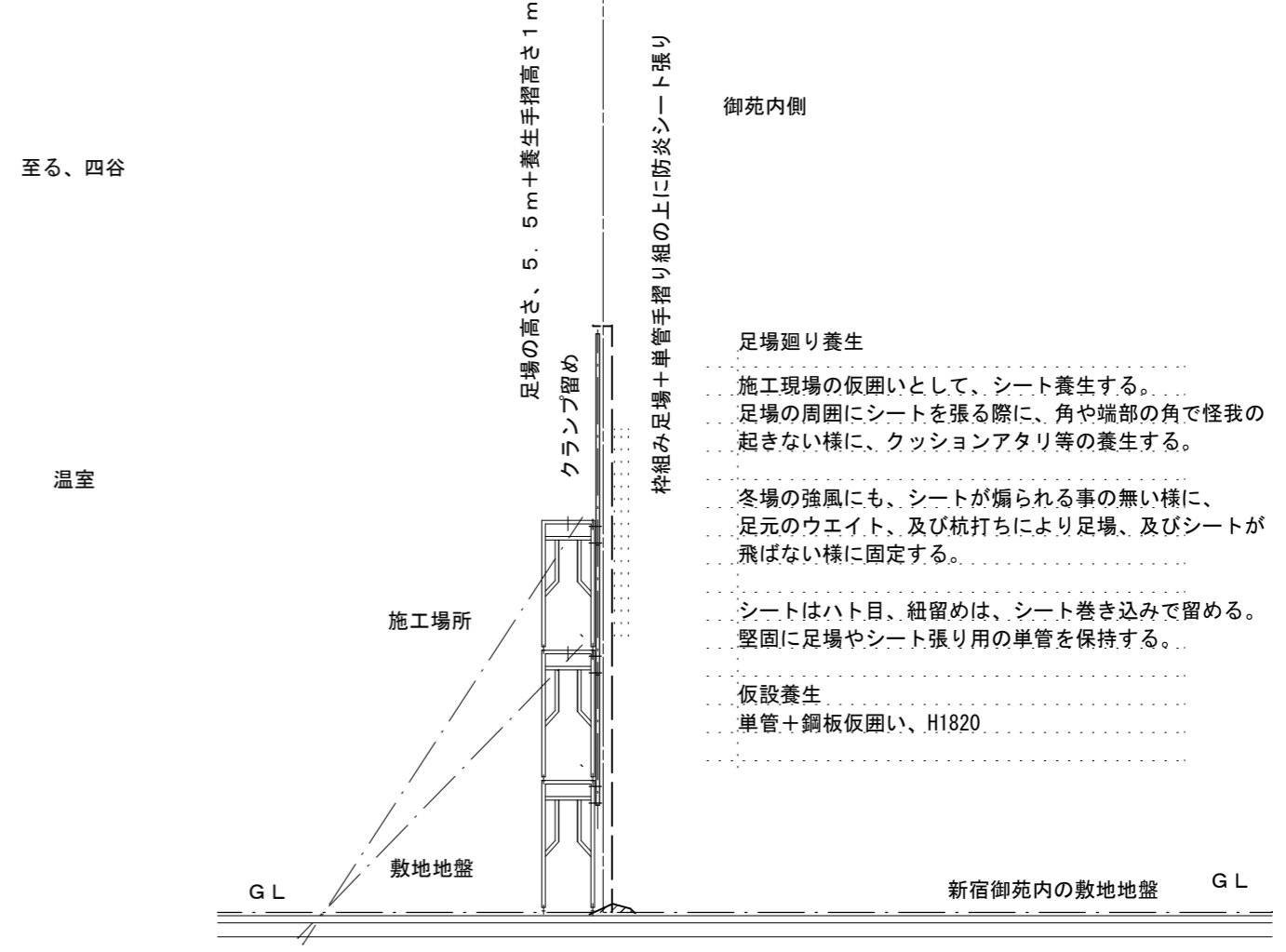
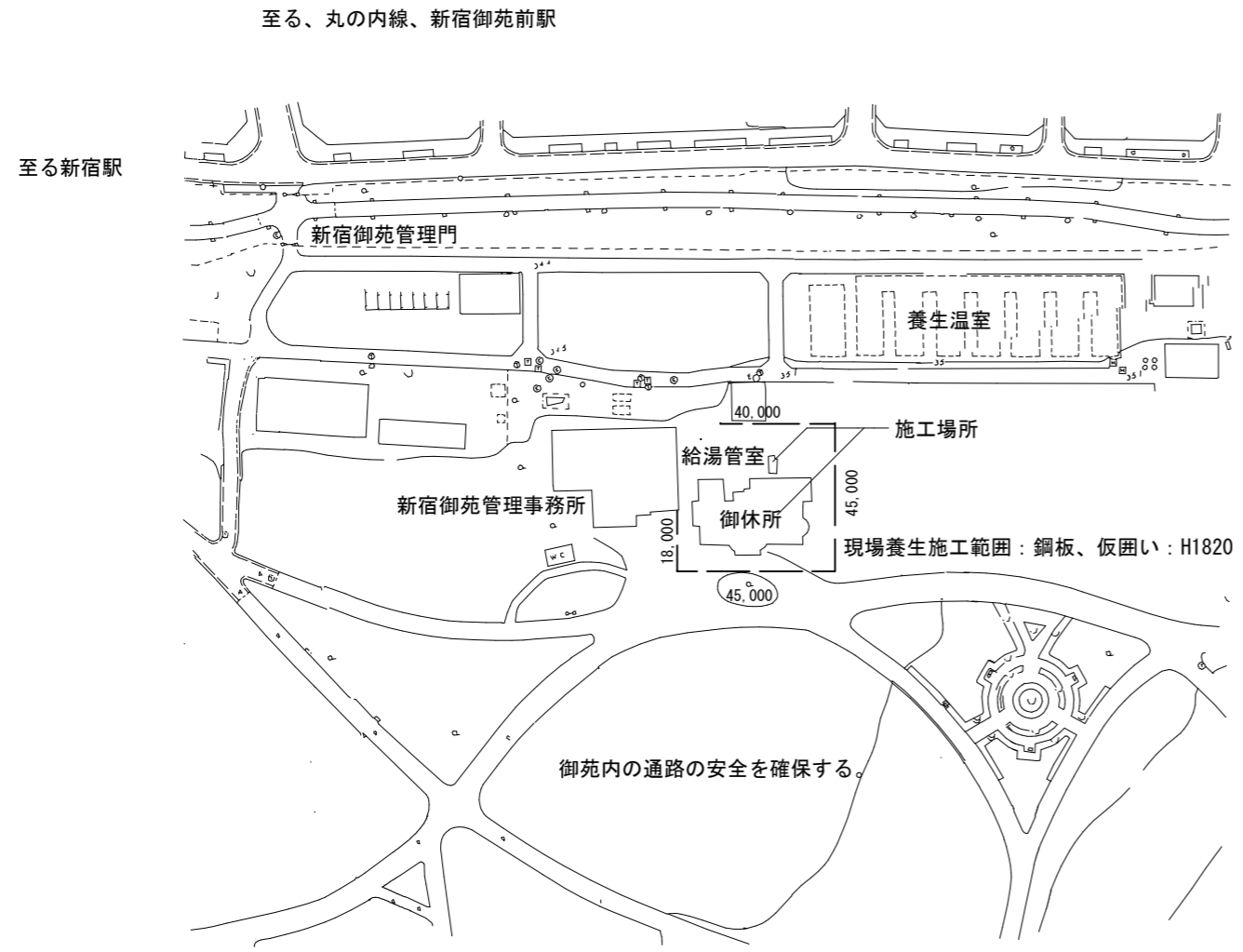


北立面図

漏水損傷、等、復旧

- 1、屋根の釘留部分の、錆、損傷による穴空き部分からの雨水漏水による、木部損傷、部分等、撤去、復旧。
- 2、下屋、防水水切りの紛失、隙間、空き部分からの雨水侵水による、木部損傷、等、撤去、復旧。
- 3、下屋の壁取り付き部分の母屋の紛失、屋根の取付不在により、屋根の強度耐久性が不足している部分の、補強、復旧。

工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	給湯缶室
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/50
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-25/26
検印	管理建築士 設計 製図 担当者	設計者	株式会社藍建築事務所
		設計者氏名	伊東 孝
		登録番号	233914
			つくば市竹園 2-10-20



- 足場廻り養生
施工現場の仮囲いとして、シート養生する。
足場の周囲にシートを張る際に、角や端部の角で怪我の起きない様に、クッションアタリ等の養生する。
- 冬場の強風にも、シートが煽られる事の無い様に、足元のウエイト、及び杭打ちにより足場、及びシートが飛ばない様に固定する。
- シートはハト目、紐留めは、シート巻き込みで留める。
堅固に足場やシート張り用の単管を保持する。
- 仮設養生
単管+鋼板仮囲い、H1820

土盛り等での地盤の隙間処理

施工時に発生する塗料かす等が施工範囲外に飛散しないよう対策を講じる。

- 特記事項
- 資材の搬入搬出は、新宿管理門から行い、工事車両の明示、及び施工計画に車両運行予定を提出する。
 - 工事用車両等を入出する際には、一般交通、遊歩道の歩行者の安全確認の為にガードマンを常駐する。
 - 工事用の資材、及び残材、廃棄物は、その都度、場外に搬出する。
 - 仮設工事の際には、新宿御苑内に、ガードマンを配置して、安全管理を行う。
 - 建物周辺の植栽、樹木、野草の養生を行う。野草を踏み荒らして枯らす事の無い様にする。
 - 他、新宿御苑の指示に従うこととする。

- 仮囲い足場について
- 控えは、バックヤード側に執る事として、苑内には出さない。
 - 仮囲いには、工事用の案内板、及び、注意書きを記載、掲示する。
 - 工事中も、適宜、清掃、片付けを行う。

工事場所	東京都新宿区内藤町1-1	図面名称	仮設、仮囲い図
発注機関	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	縮尺	S=1/300
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-26/26
検印	管理建築士	設計	製図
		担当者	設計者
			株式会社藍建築事務所
			設計者氏名 伊東 孝
			登録番号 233914
			つくば市竹園 2-10-20